

第12日目（9月13日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は、議事日程（第7号）といたします。

○議 長 日程第1、第76号議案 令和5年度南魚沼市一般会計決算認定について、を続行いたします。

2款総務費に対する質疑を続行いたします。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 すごく簡単な質問を9点ほど行きます。

1 問目、まず情報公開請求に関して、令和5年度は45件ということで前年度より倍増しましたが、その情報公開に携わる職員の業務を減らす目的として、請求された内容をウェブサイトで公開しようという発想があったかどうか。公開しておけば請求はされないわけです。そういう何かしら公開する動きがあったかどうか。

2 点目、そのうちの1つがざっくばらんです。ざっくばらんで出た声がほとんど公開されていないのですけれども、例えばざっくばらんで出た市民の声に対してどういうふうに答えたかを全部公開するという検討はあったかどうか。なかったらその理由もあれば教えてください。

3 点目に行きます。ざっくばらん、昨年10月31日の後山でのざっくばらんで、不同意わいせつ罪で有罪判決を受けた元幹部職員が市長に同行して、市を代表してその会に出席されておりますが、昨年の10月31日というのは逮捕される約3週間前。そして8月末に警察に通報が入っておりますので、この段階では市役所に捜査が入っているだろうし、かなりの情報を市役所が得ていたにもかかわらず、この元幹部職員を後山のざっくばらんに同行させたのが適材適所だったと思われた理由を教えてください。

4 点目です。昨年11月30日の中之島地区のざっくばらんで、市の回答というところの記載欄に塩谷市議が発言した内容が、市の回答として3か所見受けられます。二元代表制の観点からして、市議会議員の回答が行政の答弁として出ていることに関しての理由をお尋ねいたします。

次、5 点目行きます。119ページの基金費35億円。特にふるさと応援活用基金に28億円を出していますが、物価高騰などの生活の苦しさを受けて、もう少し財政出動する発想がなかった理由を教えてください。

6 点目、市長は、昨年12月か今年1月か覚えていないですけれども、東京都のオーストリア大使館に行かれております。そのときに産業振興部長とか教育長でもいいですし、いろいろな同行者を考えることもあったと思うのですけれども、なぜか塩谷市議と小澤市議が同行されております。この2人を同行させたのがどういった効果を生んだのか教えてください。

7 点目行きます。125ページの移住全体。人口減少は転入者とか転出者を見てもなかなか成果

が出ていないかと思うのですけれども、令和5年度にこれまでの移住政策に関して何かしらの振り返りがあったかどうかお尋ねします。

8点目、今回の不同意わいせつ罪で逮捕された元幹部職員のことがあったことに関して、何か人事制度、人事評価システム、セクハラ研修などで何かしらの改善があったかどうかをお尋ねいたします。

9点目です。令和5年12月6日の決済の資料、不同意わいせつの疑いで逮捕された職員の給与支給等の今後の対応についてという文書がここにあります。この文書によると、起訴された後もこの職員には給与が出され続けるという判断が出されました。昨年の8月末から既に警察の捜査が入り、被害者からの申告も受けたということで、ある程度の実事確認ができた上で停職とし、そして有罪判決が出るまで停職とする選択もあったかと思うのですけれども、起訴を受けても給与を出し続けたという理由を教えてください。

以上になります。すみません、9点かな。

○議 長 市長。

○市 長 そういう9か所にも及ぶ質疑、それも少しここでの質疑にふさわしいかどうかと思う内容ばかりですけれども、これを今聞き取っている私の部下に当たる職員が、ここできちんとそのことを答えられるのでしょうか、議長。いささか逸脱していませんか、という形と、大体ふさわしくないです、と思います。ただ、答えさせますが、満足いくことになるかどうか分かりません。

この手のやつは例えば一般質問中にやるとか、これは質疑に当たりますかという思いがしますが、答えてもらおうとは思っています。

2点だけ、私に関わるところでお答えします。まず、私のざつくばらんのことに及んでおりますが、ざつくばらんは私が市長として、市民の皆さんと向かい合うためにやっている会であります。この会において、私がやはりそこでいえば座長というか、権限を持ってやっているわけです。そこに市民であれば、どなたが来ようが結構であります。塩谷議員の話をされておりますが、その方から発言があったことは間違いありません。私も覚えています。でもそのときに、そのご本人から市の回答などということは一言も言っていないと思います。私がそこに座長でいるわけだから、それがもしも行きすぎたら、少し逸脱した形で議員たる方が話をしていたとしたならば、私はそこで止めるかもしれないし、それは塩谷議員の見解ですけれどもという話をすることもできませんが、全くそういうところに触れたような話ではないのです。なので、私が止めることもなかった。ここに何の問題も私はないと思います。

ざつくばらんにはほかの議員もいらっしゃったりもしております。発言を止めていることは全くありませんが、できれば私の会であって、市政の報告なので、そういうことは遠慮をされながら話をしているという状況を鑑みて、この程度は全然関係ないということで、私が判断してやっているのです、とやかく言われることはないと思います。

2点目のオーストリア大使館の話です。そこまでよくお調べになっておられます。いいのです。でも、何の問題もないです。今ほどの名前を挙げられた塩谷議員と小澤議員は、もう一方で

議員という立場で来ているわけではなくて——もちろんそれは肩書としてあります。しかし、日唄協会のメンバーです。日唄協会のメンバーでオーストリアに行った経験がある皆さんが、そこに同行したいと言ったところを、あなたは違うのでという話をする必要はないです。日唄協会とそもそもオーストリアの関係が始まっていて、そこから姉妹市が始まっているのです。そういうことですから、あまりうがって考えないように。うがっているかどうか知りませんが私はそう聞こえてしまう、わざわざここでやることです。だから、質疑にも値しないと私は言っているのです。少しそういうことを考えて発言いただきたいと思います。

職員の皆さんも答えられる範囲でいいので答えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の情報公開請求の関係のご質問にお答えいたします。情報をあらかじめウェブサイトなどに公開しておけば、情報公開も減るのではないかとというご質問でございますが、行政の行う会議というのは、市民生活をよくするためにやっている会議が多くございます。なるべく市民にその結果をお伝えするように努めているところでございますので、これからはできる限り情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

5点目になりますが、基金の関係で、経済や物価高騰などの折、こういった基金を使って財政出動する、そういった考えはなかったのかということでございますが、コロナ禍も含めてでございますけれども、国からもいろいろな交付金が来ておりました。その中であらゆる分野において財政出動したと考えております。これからはそういったパンデミックや経済状況の中で、そういった市民のお困りになるようなことがあれば、考えてまいりたいと考えております。

ほかの質問につきましては、担当課長がお答えいたします。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 2点目のご質問にお答えいたします。ざくばらんに出た意見を全て公開する考えはあるかということですが、それも1つの考えとしてあるかと思いますが、全て公開することだけが皆さんに理解を得る方法とは考えておりません。その中から市民の皆さんにとって有益な情報について抽出をした形で今後も公開をしたいと考えております。

それから、3点目の令和5年10月31日でしょうか、後山のざくばらんのほうに幹部職員がなぜいたのかということですが、私ども秘書広報課のほうは、市の中で特にその段階で処分を受けているとかそういう状況でもありませんし、私どもがその時点で知り得る情報ではございませんので、スケジュールしていたとおり出席をしたものであります。

以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 最後2点につきまして私から説明させていただきます。まず、今回の事件を受けてどういった改善があったかどうかという話ですが、ハラスメント研修ということで実施のほうはしております。特に今年度は幹部職員については、義務ということで基本的に——公務の都合でどうしても出席できないという者が若干いましたけれども、管理職は義務ということで市長のほうから指示がありまして、そういう形で実施をしております。

それから最後ですけれども、起訴を受けても給与が支給された理由ということですが、まず逮捕された時点で本人は出勤しておりませんので、逮捕以降はもう無給になっております。そして、起訴されてからは起訴休職という制度があって、やはりまだ起訴された段階というのは有罪かどうかは確定していない段階ですので、逮捕された人にはご家族があったり、生活があったりするということで、生活ができる最低限の金額ということで、私どものほうで試算をした起訴休職分の給与の何パーセントという割合になりますが、その額が支給されているというような状況であります。

以上です。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 7 点目の移住・定住の成果ということでお答えいたします。県の人口動態調査は——こちらは令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月の調査になりますが、社会動態を見ますと、転入者の数が 1,710 人、転出者が 1,837 人。ですので、転出者が 127 人多いという数字になっております。転出超過率では、県内 30 自治体のうちの 20 番目になっております。

それから、転出者の中でアンケート調査を行っているのですけれども、実際、社会動態で転入された方の中で、回答していただいた中で、明らかにこちらに転入した、要は社会的事情ではなくて、こちらに転入したという数値としましては、うちのほうで把握している数字は 184 人になっております。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 では、再質問行きます。

1 問目の情報公開請求、私の聞き方が悪かったです。情報公開請求が増えたことによって、令和 5 年度は何か、これまで公開していなかったことを新しく公開するようなことがあったかどうか。なかったらなかったで、それでもう理由もいらないので、なかったかあっただけ、それだけお願いします。

2 点目、秘書広報課長のざっくばらんを公開しない理由。全て公開することだけが最善の方法ではないということですが、今年の 6 月の市報に、一部だけが公開されております。主な意見は、空家対策、ふるさと納税の活用、労働力不足。感想が 3 つだけあります。参加者が少ないのが残念、医師不足がこれほどだとは思わなかった、次の機会は年代の若い人や違う形の会ができればよいと思います、の 3 つあります。

私は情報公開請求で全ての意見を見ましたけれども、これだけではない、何かもっと水道料金を安くしてほしいとかという声も、2 つ、3 つくらいあるし、健診施設はいらないのではないとかという声も 1 つ、2 つあったしあと、ウェブサイトとかでもっと広く告知してほしいということが、3 つ、4 つくらい、5 つくらいあるのです。市長の報告が長いとか、市長が話すときと聞くときを分けて、会話の途中に入らないようにしてもらいたいとか、市長に対して結構批判的なコメントもあるのですけれども、そういうのが全部差っ引かれてこういったことだけが出されると逆に、私たちが何を言っても結局選別されていい情報だけしか公開されないのではな

いかと悪影響も考えられるのですけれども、でもこれだけを公開される理由を改めて教えてください。

3点目、後山のざっくばらんについての再質問に行きます。では10月31日のこの段階で、秘書広報課は市役所内に捜査が入っているということは知らなかったということではよろしいかどうか。多分警察が入って防犯カメラとかいろいろ捜査したのではないかと私は想像するのですけれども、秘書広報課はこの段階で捜査が入っていることは知らなかったということではよろしいかどうか。

4点目、中之島で塩谷市議が回答したことについて、市民の声として塩谷市議の声が入るのは全然いいのです。市の回答として議員の声が入ってしまうのは、市民に間違った理解を与える可能性があるのではないかとという質問ですけれども、それについて何かもしかしてありますか。議員は市民の代弁者、二元代表制の観点から行政が議員に代弁してもらうのはいけないと思うのです。なので、そういった悪影響は特にないという見解でよろしいかどうかをお尋ねいたします。

6点目、オーストリア大使館。小澤市議と塩谷市議が日唄協会のメンバーだと、では日唄協会のメンバー全員に聞いて手を挙げてもらったのかどうかをお尋ねいたします。

7点目、移住の政策について、ありがとうございます。その数字を踏まえて、令和5年度は正しい方向に向かっているというふうな見解でよろしいかどうか。この方向で移住は今後も増えていくのだという見解でよろしいかどうかだけお願いいたします。

セクハラことは分かりました。セクハラ研修は分かりました。

最後の9点目です。給料が払われた件について、自治体によってはセクハラを市の独自で認定をして、セクハラ行為があった。では取りあえず減給処分にするか、停職処分にするかというふうなのはできると思うのです。自治体によってはすると思うのですけれども、そういうことをして、裁判の判決を待つということもできたと思うのですけれども、それをせずに有罪判決まで待った理由を教えてください。お願いします……

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 黒岩議員、ご注意申し上げますが、決算審議ですので、決算のページ等を述べて、その部分についての質疑という形にさせていただければ。あとは一般質問とも取られるようなところもありますので、十分注意していただきたいと思います。

答えられる部分で答弁をお願いいたします。

市長。

○市 長 では、私が思う答えられるところ。本当に議長の言うとおりでと思います。もう少し、お願いします。

ざっくばらんです。先ほども言ったとおり、先ほど言ったことと全く変わっておりませんが、情報公開までやって全部——一言一句見た人ですよ、言っている意味は。例えばそれを公開されて、それはいいのです。情報公開条例にのっとってやってもらって、我々がお示しをする。いいのですが、塩谷寿雄議員というのは、誰が見ても前議長と分かるわけです。そういう人の発

言だと分かるわけではないですか。それをそれ以上に思うことのほうが、私はちょっと分からない。

それと日墾協会の話。悪いのですけれども、議員から言われること——何が知りたいのですか。日墾協会の会員全員にお示ししなければ駄目ですか。そんなことするわけがないではないですか。その方々が行ってもらって、直近でオーストリアに行ってきた報告をしているわけです。その報告をしている人が——私もそれを願うところがあったから。それ以上でも何でもないです。

少し、どうですか、その質問の仕方、こんなの決算の質疑ですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 点目のご質問ですが、情報公開請求なども踏まえながら、新しく情報提供をしたようなことがあったのかということですが、私の記憶ではございません。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 2 点目につきまして、今ほどの市議のご意見を踏まえ、今後また公開のあり方について、市報、そしてウェブサイトの公開の仕方について、また見直しが必要かどうかも含めて再度検討したいと思います。

それから、3 点につきましては、承知をしておりますでした。

あと 4 点は市長のほうがお答えしているのですけれども、若干補足をさせていただきます。情報公開をいただいて、お出した資料というのは、あくまでも内部的に今後のため、記録のために報告をいただいている資料で、行政サイドのほうに塩谷市議の名前があったとしても、それは先ほど市長が言われたように、市民から見たときにどちら側かという意味で分類をしているだけでして、それをもって市の見解だとかということではありません。それに市長が座長として、きちんとそこは市の見解と違うということであれば、市議の発言を訂正されるなり、止められるなりされたのかと思います。そういう事情があって、そういうふうに記載されているものですので、その部分はちょっとご配慮いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 7 点目の移住・定住のご質問です。現行の制度をそのまま推進するのかというご質問ですが、県外転出者の調査に基づきますと、転出された方のなぜ転出されたかという理由ですけれども、職業が大体 42%、それから学業が 24%ということで、2 つ合わせますと、3 分の 2 がそういったことを理由に転出されたということでもあります。ですので、すぐにそれを結果につなげるというのは難しいのですが、商工観光課等と連携しながら、現行の制度を力強く推進していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 9 点目の部分で答弁いたしますが、議員もご存じだと思いますけれども、本人は逮捕されたときに、行為自体を否定していたといいますか、認めていなかったという状況で

す。それで、私どもとしても起訴されたときに、その起訴事実の内容というのは知らされておりませんので、こういった容疑で起訴されているのかは私たちも分からないという状況です。ですので、初公判のときに起訴事実が分かって、それを本人が認めたというところで、それをもって処分を下したということです。それまでは結局ずっと本人は否定していたわけですので、その辺で今のような対応になっているということです。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 点だけ伺います。115 ページの一番上、光熱水費（電気）と書いてあって、これが下がっているのですけれども、昨年の決算審議のときでは、電力会社のほうを変更して、電力料が上がったという説明でありましたけれども、令和 5 年度についてはかなり下がっているのですけれども、それは節電の効果なのか、それとも国のほうの支援策で下がったというふうに見ているのか、そこを伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 電気料の件でございます。115 ページでご質問いただきましたけれども、1 ページ戻って 113 ページに行きますと、需用費の部分の不用額が 529 万円というような形になっています。このような形で、この部分につきましてもこれは電気料の余りということで、電気料につきましては、今、議員もおっしゃったとおり、国の支援策が大きく電気料の下がった原因には寄与しております。もちろん、職員が節電に努めたというところもあると思いますが、そこはあまり目に見えない部分でございますので、国の支援策のほうが大きいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは 2 点だけ質問させていただきます。

最初に 123 ページですけれども、ふるさとワーキングホリデーの関係です。説明を聞かせていただきまして、9 つの事業所で就労が 60 人になったということで、すごいことになったとびっくりしているのですけれども、このことに関して、まず活用しているというか、利用しているというか、参加者というか、その方々については学校のゼミとか、そういう単位で来ているのか。もしくは個人も含めて幅広くしているのかというところを、今さらながらですが、そこら辺をちょっとまず確認をしたいということ。

もう一点は、9 事業所だそうですけれども、これは評判がよくて学生等が集まるのであれば、もうちょっと幅広くこの市の売り物として出していってもよいのではないかなという気がするのですけれども、そこら辺の考え方をちょっと教えていただきたい。これがまず 1 点です。

2 点目です。125 ページのブランド化推進事業委託料の関係ですけれども、この事業は中高生の定住促進の意識づけといいますか、そういうのと地域の魅力を探ってもらう。そしてまたもう一つは首都圏の子供たちの滞在型モニターツアーといいますか、そういうようなことをやっているという説明を聞きましたけれども、この事業の参加状況といいますか、それも含めた成果といいますか。これは南魚沼未来塾のほうに委託をしているそうですけれども、金額的にも

700 万円くらいかけていますので、そこら辺の参加状況とか成果がどういうふうな状況で把握しているのかというところをちょっと教えていただきたい。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 ふるさとワーキングホリデーに関しましては、議員がおっしゃるとおり 9 事業者で 60 人の方が参加されているのですけれども、こちらのゼミを経由して入られた方も数人いらっしゃいますが、ほとんどは総務省が持っておりますワーキングホリデーのサイトから経由された方がほとんどです。9 割以上はそういった方で、特に学校で固まってという感じではなくて、当然友達同士で入られる方もいますが、ほとんどはばらばらで来られて、この地域で一緒に生活するというような貴重な体験をさせていただいております。

あと事業者をもっと増やせないかということですが、実際広報に出しまして、事業者の方にはこういった事業があるので協力をお願いします、説明に伺います、という話を出しております。今のところそういったところで応募はないのですけれども、今後もそういったものを広めていきたいというふうに考えております。

それから、Y o u K e y プロジェクトです。こちらの実績ですが、令和 5 年度の実績は、中高生の参加者が 16 人、それからメンターという形で大学生、特に新潟大学の学生に主に関わっていただいているのですけれども 7 人の方、そのほか大人のアドバイザーが 4 人と、そのほか説明員ということで 83 人の方から参加していただいております。これによって中高生のやりたいを大人が全力でサポートするというので、それによって地域の方との交流ができたり、あと地域の魅力を再発見できたりということで、非常に好評になっております。

それから、モニターツアーです……

○議 長 保留にしますか。

○U & I ときめき課長 すみません、後でお答えします。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ワーキングホリデーの関係ですけれども、内容は分かりました。総務省のほうのお知らせを見ながら入ってくるというのは、なおさらいいと私は思うのですけれども、毎年来る人、たまたまこの年度は 60 人に達したということですのでけれども、これから先の将来の関係人口のようなことを考えますと、リピーター的に来てもらってもいいという思いもあるし、むしろまた逆に広がってもらいたいという思いもあるのですけれども、そういうふうに繰り返して来るような方もあるのか、というところもちょっともう一回教えていただきたいと思います。

答弁保留にした前にブランド化の件をまたちょっと聞かせてもらいますけれども、聞いてからのほうがいいか……。では、ブランド化の再質問をさせていただきます。

どういう内容が来るか分かりませんが、今、大体の事業概要は分かりましたが、このような内容で子供たちの定住促進の意識づけとか、それと、今保留しています滞在型モニターツアー、そういう内容を中心に、令和 5 年度だけではなくて、継続的にこれは考えているのか。そこだけをでは再質問させていただきたいと思います。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 1 番目のふるさとワーキングホリデーにつきましては、関係人口化という目的で事業を実施しておりますので、実際ここに参加された方が東京でまた同窓会的に会ったりですとか、あとこちらにまたリピートで来られる方の割合はもう 6 割を超えておりまして、かなりの方がこちらにまた再訪していただいているというようなことでございます。

あと、当然参加された方のメールアドレスはこちらで保管しておりまして、情報を発信しているというような状況です。

それからあとは、Y o u K e y プロジェクトとか親子モニターに関しては、今後も継続して実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 先ほど保留していた部分はどうされますか。

〔「ちょっと調べてから」の声あり〕

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 保留していた件ですが、モニターツアーに参加された方は 2 家族で、子供が 2 人で参加されたということでございます。

以上です。

〔「分かりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 つほど伺いたします。129 ページの北越急行の緊急支援 23 万円でありまうけれども、毎年支援をしています、内部留保金を崩しながら経営をしているということでありましたので、昨年度どんな経営状況だったのかということ。もう一点は、新潟県内の高速化の話でありますけれども、北越急行も計画に乗ったということでありましたが、この計画自体に北越急行の社員自体が関わって、一緒に県とともに計画に乗っていったのかということをお伺いします。

もう一点は 139 ページの戸籍住民基本台帳費 432 万円に関連してでありますけれども、資料の中でいくと外国籍の住民人口が令和 5 年度は 367 人増ということでありました。コロナ禍が落ち着いたということもありまして、労働力としての住民ということで増えているのかと思っておりますけれども、特に増えた国、それから労働力としてどのくらい入ってきたかというところを教えていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 129 ページの北越急行の件でございますが、令和 5 年度の当期の純損失では、2 億 2,900 万円を計上しておるところです。令和 6 年度の見通しも出ておりますが、令和 6 年度は 6 億円近くの損失が出るのではないかという見通しを、今、北越急行のほうでは立てているところでございます。そんな中で資金残高でございますが、令和 6 年 3 月でおよそ 77 億円という状況になってございます。

もう一点、県内の高速化の話で、北越急行の社員もそこに加わって協議の場に入っているのかという点でございますが、今のところ路線が複数示されているという状況でございますので、

まだそこまではっていないと考えております。

○議 長 市民課長。

○市民課長 決算資料のほうですけれども、23 ページに外国人の方の内訳の表があります。それで、労働力人口として入ってきたのかということですが、うちのほうは転入してきた方について、そこまでは確認はしていないのですが、今回多くなった理由としては、コロナ禍明けということで、国際大学の学生が戻りつつあるということ、あと市内の事業所のほうに技能実習生として入ってくる方がとても増えているということです。東南アジアの関係の国が多いということで、インドネシアとベトナム、ミャンマーといったところの外国籍の方が入ってくるというふうになっています。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、2 款総務費に対する質疑を終わります。

3 款民生費の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、3 款民生費の決算の内容につきましてご説明申し上げます。

146、147 ページでお願いいたします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費です。1、職員費は社会福祉費に係る担当職員 16 人分の人件費です。

2、社会福祉総務一般経費は、9 万円の増です。

148、149 ページをお願いします。3 行目、南魚沼地区保護司会補助金は、コロナ禍には難しかった活動を再開したため、以前の交付水準に戻したことにより 12 万円の増。

3、社会福祉協議会推進事業費は 51 万円の増です。1 行目、南魚沼市社会福祉協議会運営費補助金は、職員 12 人分の人件費補助で、南魚沼市社会福祉協議会職員の人事異動及び定期昇給などで 51 万円の増。次の行、地域福祉振興事業補助金は、ボランティアセンター事業に対するもので、前年同額です。

4、民生委員・児童委員事業費は、7 万円の減です。令和 4 年 12 月の一斉改選時に配布する活動用消耗品需用費が終了したことが主な理由ですが、2 行目、142 人の委員の報償費は前年同額となっております。

5、行旅病人取扱費は、令和 4 年度と同じく葬祭費の支出がなかったことから若干の増となっております。

6、国民健康保険対策費（特別会計繰出金）は 1,373 万円の減。国民健康保険特別会計の国・県・市のルール分の負担金や人件費、事務費の繰出金です。1 行目、保険基盤安定（保険税軽減）は、1,274 万円の減。次の行、保険基盤安定（保険者支援）は、406 万円の減。4 行目、財政安定化支援事業は 45 万円増。最後の行、産前産後保険料は 19 万円の皆増。これは令和 5 年度からの新たな制度で、出産者の産前産後 4 か月または 6 か月分の保険税を減免するもので、

国が2分の1、県・市がそれぞれ4分の1の負担となっております。

7、地域福祉計画推進事業費は、前年とほぼ同額です。第4期地域福祉計画策定完了に伴い、委員会開催1回分の報償費などのみの支出となっております。

150、151 ページをお願いします。8、障がい者施設緊急支援事業費は、障がい者支援を行う9法人、37事業所に対する原油価格高騰などに対する2回の補助金で、693万円の増。

9、高齢者施設緊急支援事業費は、高齢者介護施設23法人、87事業所に対し同じく物価高騰などの影響に対する2回の補助金で5,958万円を交付したものです。

10、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、2億8,893万円の増。1行目から9行目は、給付金支給業務執行に必要な事務経費です。下から2行目、価格高騰緊急支援給付金は、令和5年8月から11月にかけて住民税所得割非課税世帯5,267世帯に支給し、最後の行、価格高騰緊急支援給付金（重点支援地方交付金分）は、令和6年1月から4月にかけて、住民税所得割非課税世帯5,573世帯に支給しました。なお、事務経費につきましては、この2回分の支給事務の合計を計上しておりました。

11、福祉灯油購入費助成事業は、830万円の増。原油価格高騰に伴い、前年度に引き続き実施した灯油購入費助成事業です。県補助事業で補助率は2分の1。住民税所得割非課税世帯5,573世帯に対し、1世帯当たり5,000円を支給しました。価格高騰緊急支援給付金7万円と同時にを行い、灯油購入費助成についての手続を不要としまして、対象者、支給側両方の事務軽減も図りました。

12、子育て世帯加算給付金事業費は、皆増です。令和5年度価格高騰緊急支援給付金（重点支援地方交付金分・7万円）対象世帯のうち、18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある者、1人当たり5万円を支給する事業の事務経費です。加算給付金については、実際の支給開始が令和6年4月以降になりますので、給付金については令和6年度に繰越しをして支出しております。

152、153 ページをお願いします。2段目、1項2目心身障がい福祉費です。1、心身障がい福祉一般経費は、障がい者の生活支援のための経費で、4,838万円の増。9行目、文書発送等手数料（障がい者優先調達）は、魚野の家などに市役所各課で発送の封筒詰め補助作業等を委託するもので、徐々に金額が伸びています。2行下、障がい者・障がい福祉計画作成委託料は、第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定委託費用で181万円の増。最後の行、過年度国県補助金等返還金は、実績に基づく障がい福祉サービス等の令和4年度分国県負担金返還金で、4,688万円の増。

2、心身障がい者施設負担金事業費は、魚沼地区障害福祉組合の運営費等負担金で、4万円の減。

3、心身障がい者助成事業費は、交通費、通院費及び医療費などの助成で、26万円の減。コロナ禍で外出や面会交流の持ち方などが変化し、内容に変化が見られました。2行目、障がい者タクシー利用料金助成は16万円の減。2行下、施設通所交通費助成は21万円の増。その下、人工透析者通院費助成は前年ほぼ同額。2行下、精神障がい者医療費助成金は前年とほぼ同額。

次の 154、155 ページ。1 行目、社会参加促進費は、26 万円の減です。

4、特別障がい者手当等給付事業費は、特別障がい者手当等 88 人が対象で、支給延人数の減少によりまして、339 万円の減。

5、障がい者自立支援事業費は、障がい者支援の中心をなすもので、2,585 万円の増。6 行目、療養介護医療費は、報酬の見直しにより、6 万円の減。その下、更生医療給付費は、対象者の減少により、103 万円の減。その下、補装具給付費は、対象者の増により、68 万円の増。その下、介護給付費は短期入所、就労系事業、市外のグループホームの利用者増などで、1,963 万円の増。2 行下、介護給付費（児童）は、放課後等デイサービス事業所再開等によりまして、利用者の増による 644 万円の増となりました。

6、障がい者地域生活支援事業費は、1,917 万円の増。6 行目、地域活動支援センター委託料は、相談支援センターみなみうおぬま、友の家、ドリームハウスでのサービスで、相談支援事業費の消費税分追加計上及び、ドリームハウスの委託先変更に伴う人件費増などにより、564 万円の増。

次の 156、157 ページをお願いします。2 行目、日常生活用具給付費は、その他用具使用者の減などによりまして 80 万円の減。2 行下、日中一時支援給付費は、日中の活動の場を確保し、家族の就労や一時的な就労を確保する事業で、利用人数は増加したものの、コロナ禍のため一時的に利用回数制限などがあったことから 10 万円の減。最後の行、補填金は、相談支援センターみなみうおぬまに委託している相談事業が消費税課税対象であることが判明し、受託者が追加で負担した平成 30 年度から令和 4 年度の過去 5 年分の消費税相当分及び延滞金の補填で、皆増です。

7、障がい者支援介護認定審査会費は、障がい程度区分の認定調査及び主治医見書手数料などで、実績から 18 万円の減。備考欄にありませんが、浦佐福祉の家管理費及び障がい者施設整備事業費は、令和 4 年度に耐震補強工事を実施し、令和 5 年度から社会福祉法人南魚沼福祉会に譲渡しましたことから、いずれも皆減となっています。

8、心身障がい者虐待防止事業費は、虐待防止のための啓発資料、パンフレット等の購入費で、前年度とほぼ同額です。

9、重度心身障がい者医療費等助成事業費は 493 万円の減。主に県単の重度心身障がい者に係る医療費。訪問看護療養費などの助成で、助成件数の減少によるものです。

10、ふれ愛支援センター管理費は、600 万円の減。2 行目、建築物定期調査・建築設備定期検査委託料は、建築基準法に基づく 2 年ごとの定期検査費用で、皆増。その下、ふれ愛支援センター指定管理委託料は、施設利用収入の増、少雪を含め予測よりも光熱水費の支出が少なかったことなどにより 128 万円の減。その下、施設改修工事費は、非常用照明器具修繕工事など、複数の工事の終了により、166 万円の減になります。

11、心身障がい福祉補助・負担金事業は、障がい者団体への補助金などで、6 万円の減。

次の段、3 目老人福祉費です。158、159 ページをお願いします。1、敬老会事業費は、83 万円の増。1 行目、祝い品は対象者の増により、6 万円の増。最後の行、敬老事業補助金は、敬

老会を開催する行政区の増により、63 万円の増となりました。

2、老人クラブ推進事業費は、23 万円の減。クラブ数が5 団体減って54 に、会員数が415 人減って3,040 人となっており、減少が続いています。

3、老人福祉施設負担金事業費は、八色園のデイサービスセンター用地費償還が令和4 年度で終了した一方、新たに収支悪化に伴う運営費負担を開始したことによるもので、507 万円の増。

4、老人保護措置事業費は、市外の養護老人ホーム及びやむを得ない措置による市内外の特別養護老人ホーム入所に係る委託料で、措置入所者の減により、84 万円の減です。

5、高齢者生活支援事業費は、在宅高齢者に対する様々な支援事業の費用で、611 万円の減。1 行目、在宅要介護高齢者家族手当は、対象者の減により、33 万円の減。2 行下、緊急通報事業委託料は、利用者の減により、53 万円の減。3 行下、紙おむつ給付費は、対象者の減により、33 万円の減。その下、高齢者及び要配慮世帯住宅除雪援助費は、暖冬少雪の影響もあり、339 万円の減となっております。

6、高齢者能力活用事業費は、南魚沼シルバー人材センター運営費補助金などで、2 万円の減。

7、介護保険対策費（特別会計繰出金）は、介護保険特別会計へのルールに基づく繰出金で、0.2%、225 万円の増です。

160、161 ページをお願いします。2 行目、介護給付費は、実績から875 万円の減。4 行目、人件費は人事異動、給与改定等により、1,233 万円の増。5 行目、事務費は実績により、218 万円の減です。

8、介護保険事業費は、前年度比43 万円の減。2 行目、介護人材確保支援事業補助金は、初任者研修、実務者研修の補助で35 万円の減。その下、社会福祉法人等による利用者負担軽減補助金は、社会福祉法人が社会貢献の一環として行う低所得者の利用負担軽減に対する補助金です。

9、介護人材確保緊急5 か年事業費は、140 万円の増。令和3 年度の実施から3 年目です。1 行目、介護人材新規・移住定住就職支援金は、前年度比120 万円の増。2 行目、介護人材カムバック支援金は、80 万円の増。3 行目、介護人材ケアマネエール支援金は、60 万円の減。その下、介護人材ケアマネスタートお祝い金は、前年同額です。

10、後期高齢者保健事業費は、264 万円の増。後期高齢者の健診や人間ドックの費用です。5 行目、健康診査（検診）委託料は253 万円の増。75 歳到達で被保険者が増えたことによるものです。次の行、人間ドック助成金は15 万円の増。

11、後期高齢者医療対策費は1,630 万円の増。1 行目、新潟県後期高齢者医療広域連合負担金は、事務負担分等でシステムのクラウド化関連経費により、439 万円の増。次の行、療養給付費負担金は、ルールに基づき療養給付費の12 分の1 を負担するもので、療養給付費の増に伴い1,191 万円の増。

162、163 ページをお願いします。12、後期高齢者医療対策費（特別会計繰出金）は、352 万円

の増。2行目、保険基盤安定繰出金は、421万円の増。保険料を軽減した分を県4分の3、市4分の1で一般会計から全額補填するもので、被保険者増により軽減対象者も増加したものです。

13、介護基盤整備等事業費は、818万円の増。1行目、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金は、市内の認知症対応型共同生活介護——グループホームです——の非常用自家発電設備設置に対する補助金で2か所を実施しました。

2行目、介護基盤整備事業費補助金（開設準備経費分）は、市内の看護小規模多機能居宅介護施設の開設準備に対する経費の補助金で、1か所実施しております。

14、介護基盤整備等事業費（繰越明許）は、皆増です。1行目、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金は、市内の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設——これは地域密着型特別養護老人ホームですが——及び認知症対応型共同生活介護——これはグループホームです——の大規模修繕に対する補助金、2か所を実施しております。2行目、介護基盤整備事業費補助金（施設整備分）は、第8期介護保険事業計画に基づく施設整備に伴う補助金で、市内の看護小規模多機能居宅介護施設の施設整備分に対する補助金で、新規に事業所1か所を開設いたしました。

次の段、4目包括支援事業費は、252万円の増です。1行目、居宅介護予防支援事業委託料は、居宅介護支援事業所へのプランの作成委託件数の増によるもの。2行目、地域医療連携事業負担金は、うおぬま・米ねつとの負担金で、前年度同額。3行目、認知症予防のための補聴器等購入費助成金は、令和5年度からの新規事業で、身体障害者手帳の交付対象にはならないものの、難聴等で日常生活に支障を来している中高年のコミュニケーション能力の維持・向上を図り認知症、うつ病等の発症リスクを低減させるため、補聴器の購入費用一部を助成するものです。195万円の皆増になります。

次の段、5目国民年金事務費は、前年とほぼ同額。

最後の段、6目社会福祉援護事業費は、火災の減少などにより31万円の減。3行目、災害見舞金については、2件の火災被害に対する見舞金で、30万円の減となりました。

164、165ページをお願いします。1段目、7目いきがい福祉施設管理運営費です。1、福祉施設管理運営費は9万円の減。1行目、修繕料は福祉センターの火災報知器受信機交換、塩沢老人福祉センターの避難設備の修繕などで、43万円の減になりました。3行下からの指定管理料につきましては、長期化する原油・物価高などの影響を受け、大和老人福祉センターが49万円の増、塩沢老人福祉センターが17万円の増、福祉センターが13万円の増となりました。

次の段、8目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、100万円の減です。施設の維持管理経費及び入所者に対する生活支援に係る経費で、社会福祉協議会への指定管理委託になっています。最初の行、修繕料は正面玄関街灯の修繕で、皆増。最後の行、指定管理者委託料は入所者の減などによりまして、119万円の減。

以上、1項社会福祉費は、前年度比3億9,173万円の増となりました。

次の表、3款2項児童福祉費、1目子育て支援費（児童福祉総務費）です。1、職員費は、保育士を含む児童福祉費担当職員160人分の人件費で、1,180万円の増。内訳は、児童福祉費担当

職員 23 人、保育園保育士 121 人、保育園調理員 16 人となっています。

2、学童保育対策事業費、学童クラブの運営に係る経費で、440 万円の減です。

めくっていただいて 166、167 ページ。3 行目、学童保育事業委託料は、12 クラブを運営する NPO 法人すまいるネット南魚沼への委託料で、令和 4 年度に実施した ICT 化推進事業の終了などにより、654 万円の減。その下は私立保育園 8 クラブへの学童保育事業委託料で、基準単価の改正による基本額の増額などにより、246 万円の増。

3、ほのぼの広場事業費は、468 万円の増です。1 行目、任用職員報酬は、3 会場を運営するための保育士等の報酬で、療育支援に必要な会計年度任用職員を 2 人増員し、423 万円の増です。下から 4 行目、施設改修工事費は、療育支援教室に必要なモニター、レコーダー等の設置費用。その下、施設備品購入費は、療育支援教室のためのお絵かきボードなどの購入費用で、ともに皆増になります。

4、ファミリーサポートセンター事業費は、138 万円の増。3 月末の会員は 197 人、年間活動回数は 946 回でした。

めくって、168、169 ページをお願いします。1 行目、報償費は利用会員の負担軽減として利用料を半額とし、さらにひとり親家庭の利用料は全額補助、また提供会員や上乗せ助成を行ったもの。結果、活動時間が増加しております。

5、子ども医療費助成事業費は、2,430 万円の増。ゼロ歳から修学前までの一部負担金を助成する無料化分と、高校卒業までの一部負担金を除く助成分の合計。3 行目、子ども医療費助成金は、助成件数は 9 万 7,265 件と前年度から 1 万 1,822 件増加しています。

6、妊産婦医療費助成事業費（市単独）は、191 万円の減。妊産婦の医療費の自己負担分全額を助成する市単独の事業です。妊産婦医療費助成金（市単独）は、助成件数 3,682 件で、前年度から 167 件の減となりました。

7、ひとり親家庭医療費助成事業費は、54 万円の減。対象者は 24 人減の 925 人、件数は 37 件増の 9,396 件となりました。3 行目、医療費助成金（県単）は、81 万円の減です。

8、不妊治療費助成事業費は 136 万円の増です。特定不妊治療及び一般不妊治療に対する助成で、延申請件数は 16 件増の 63 件でした。

9、養育医療費助成事業費は、126 万円の減。出生時の体重が 2,000 グラム以下か、指定医療機関での養育が必要な 1 歳未満の乳児に対する養育医療に係る費用で、助成を行った対象者は 7 人、その前は 12 人でありました。2 行目、養育医療給付費は、出生時の状態や治療内容もおのおの違うものですが、結果 109 万円の減となっています。

10、子ども家庭総合支援拠点事業費は、28 万円の増です。主にこども家庭サポートセンターの運営費や家庭相談員 2 人分の人件費になります。1 行目から 3 行目の任用職員に係る人件費は、主に期末手当と共済費の増などから、合計で 66 万円の増。

めくっていただいて 170、171 ページ。要保護児童対策地域協議会委員報償費、及びその下の行、費用弁償は、要保護児童対策地域協議会代表者会議開催に係る経費で、5 月 18 日に開催したものです。

11、出産応援緊急5か年事業費は、487万円の減です。新生児の出生時にめごちゃん祝い金を支給する令和3年度からの5か年事業です。対象児256人で令和4年度より29人減少しました。

12、高校・大学生等保護者生活支援事業費は、高校・大学などの高等教育を受けている学生を育てる保護者に物価高騰による影響を見舞い、次代を担う学生の育成を応援するための給付金で皆増。4行目、高校・大学生等保護者生活支援金は1,674世帯、2,271人に支給をしました。

次の段、2目児童措置費です。1、児童扶養手当支給事業費は、771万円の減。4行目、児童扶養手当は、受給者が13人減の395人で、728万円の減。

2、児童手当支給事業費は、2,561万円の減。2行目、児童手当費は、支給対象児童が延べで2,316人減ったことにより、全体では2,699万円の減。その下、児童手当特例給付費は、所得制限が導入されたことで、支給対象児童が延べで304人減ったため、256万円減の526万円です。

3、母子家庭等対策総合支援事業費は、23万円の減。

172、173ページをお願いします。1行目、養育費確保支援給付費は、5人の利用で10万円の皆増です。

4、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、令和5年度の単年度事業で、物価高騰を受けた低所得の子育て世帯に対する給付事業で、皆増になります。

7行目、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）で、398世帯、592人、その下の行、（その他分）で336世帯、610人です。

次の段、3目児童福祉施設費です。1、常設保育園管理運営費は、公立保育園の施設管理運営に係る経費で、898万円の増。一番下の行、修繕料は、75万円の減。

174、175ページをお願いします。たくさんありますけれども幾つかです。10行目、除雪等業務委託料は、149万円の減です。その8行下、シロアリ駆除委託料は、三用、上関保育園で実施しまして、92万円の皆増となっております。

176、177ページをお願いします。3行下、施設改修工事費は、藪神、上原保育園の水道メーター口径変更により、62万円の皆増。4行下、施設備品購入費（1件50万円未満）は、冷凍冷蔵庫、音響機器、運動遊具の入替えて、106万円の増です。

2、常設保育園保育費は、公立保育園の運営に係るもので、1,728万円の増。年度末職員構成は正職員保育士が121人、会計年度任用職員が132人、そのうち有資格者は72人です。調理員は正職16人、会計年度任用職員20人、そのほかバス添乗員5人となっています。1行目、任用職員報酬（保育園非常勤職員）は、時給改定により、666万円の増。2行下、任用職員報酬は、期末手当の増により、1,968万円の増。3行下、賄材料費は、物価高騰もあり316万円の増。その下、光熱水費（電気）は、使用量の減と料金の値下がりもありまして、400万円の減。

3、公設民営保育園委託事業費は、めぐみ野こども園、上町保育園、浦佐認定こども園の3園に対する委託料と一時預かり、障がい児受入れ、未満児受入れなどの特別保育事業補助金で、1,129万円の増。3園全体では園児数が33人減の313人となり、全体では事業数の加算の減もありましたけれども、人件費改定の単価増の影響によります。

178、179 ページをお願いします。2 行目、保育対策総合支援事業費補助金は、医療的ケア児受入れや保育補助者雇い上げ、新型コロナウイルス感染対策事業費に対する補助で、41 万円の減。その下、子ども・子育て支援交付金は、子育て支援拠点・一時預かりに対するもので、78 万円の増。その下、子ども・子育て支援体制補助金は、保育士の研修に対するもので、12 万円の増。その下、特別保育事業補助金（県単）は、障がい児保育に対するもので 649 万円の減。その下、特別保育事業等補助金（市単）は、延長保育、障がい児保育に対するもので、306 万円の増です。

4 私立保育園委託事業費は、たんぽぽ保育園に対する委託料及び特別保育事業補助金で、1,499 万円の増。1 行目、たんぽぽ保育園児童保育委託料は、人件費改定の単価増もありまして、1,539 万円の増。2 行目の子ども・子育て支援交付金以降の特別保育事業等の補助金は先ほどの説明と同様で、3 事業で 40 万円の減となっています。

5 私立認定こども園事業費は、私立認定こども園の施設型給付費負担金及び特別保育補助金を計上したもので、657 万円の増です。金城幼稚園・保育園、むいかまちこども園、野の百合こども園、わかば保育園及び、どろんこ保育園の 5 園が対象です。1 から 5 行目は各園への負担金で、人件費改定の単価増もありまして、合わせて 2,462 万円の増。6 行目、保育対策総合支援事業費補助金は、どろんこ保育園を除く 4 園に対する業務効率化推進事業です。あとは安全対策事業、これはバスの置き去り防止です。あとは保育体制強化事業に対する補助で、140 万円の増。その下、子ども・子育て支援交付金は、5 園に対する子育て支援拠点、延長保育、一時預かりに対するもので、78 万円の増。その下、子ども・子育て支援体制補助金は、職員研修の経費への補助で、12 万円の増。その下、特別保育事業補助金（県単）は、未満児、障がい児保育の県単補助で、649 万円の増。その下、同じく（市単）は、5 園で実施する障がい児健診費などに対する補助で、受入れ児童数の減で 329 万円の減です。

6、地域型保育事業費は、小規模わかば保育園への負担金等で、園児数減少に伴い、1,031 万円の減です。

180、181 ページをお願いします。7、医療施設病児・病後児保育事業費は、萌気会の花てまりによる事業分で、子ども・子育て支援交付金は、延べ利用者 64 人に対する交付金で、前年ほぼ同額。

8、保育園大規模改修事業費は、三用保育園大規模改修の設計監理監督業務委託及び工事費で、4,487 万円の皆増です。

9、児童福祉補助・負担金事業は、保育業務に関わる事故等に対する保険給付に対応する加入者負担金、及び新潟県保育連盟に対する公立保育園に係る負担金で、前年ほぼ同額。

10、保育園等給食費負担軽減支援事業費は、物価高騰の影響で苦慮しています子育て世帯に対して保育園給食費を補助、減免するもので、744 万円の減です。

11、保育園等光熱費負担軽減支援事業費は、エネルギー価格高騰の影響を受けている民営保育園の負担を軽減し、安定した施設運営を図るため、663 万円の皆増です。

以上、2 項児童福祉費は、前年度比 5,317 万円の増になりました。

次の表、3款3項1目生活保護総務費です。1、職員費は、生活保護に係る担当職員6人分の人件費です。

2、生活保護一般経費は、生活保護事業に係る一般経費で、5,671万円の増。1行目から3行目、及び次の182、183ページの4行目までの任用職員に係る人件費は、就労支援員とレセプト点検員の2人分で、国庫負担4分の3事業になっています。5行下、システム改修業務委託料は、制度改正等に伴う国庫補助2分の1の生活保護システム改修、及び全額国庫補助の対象になりました医療扶助オンライン資格確認対応のためのシステム改修費用などで、皆増になります。3行下、電算システム・ソフト等使用料は、今ほど説明しました生活保護関連システムの使用料で、医療扶助オンライン資格確認連携サービス開始により44万円の増。最後の行、過年度国庫補助金等返還金は、例年実施する4つの事業とコロナ禍対策に関わる2つに関わる2つの事業に係る返還金で、合わせて4,745万円の増となりました。

次の段、2目生活保護扶助費です。1、生活保護扶助費は、3,730万円の減。年間平均の月当たり保護世帯数は微減の195世帯で、月当たり人数では4.8人減の234.3人となっています。1行目、生活保護費（生活扶助）は、327万円の減。その下、医療扶助は、3,182万円の減。その下、介護扶助は27万円の増。その下、施設事務費は、救護施設入所者7人分の施設への負担金で、1人減によりまして250万円の減。その下、就労自立給付費は、就労収入の増加による保護廃止の際、国保税など臨時的需要に対するための給付金で、1万円の増となっています。

次の段、3目生活困窮者支援費は、912万円の減です。1、生活困窮者支援費は、生活困窮者自立支援法の施行に伴い制度化された事業のうち、市が実施する事業に要した経費で、主に社会福祉協議会への委託料になります。1行目、相談・生活支援業務委託料は、142万円の減。その下、子どもの学習・生活支援事業委託料（生活困窮）は、40万円の減。その下、（ひとり親）分は、81万円の減。

次の184、185ページ。1行目、住居確保補助金は、コロナ禍に増加した利用が落ち着きまして40万円の減となりました。

以上、3項生活保護費は、1,213万円の増となりました。

以上で、3款の説明を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を11時10分といたします。

[午前10時47分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時10分]

○議 長 民生費に対する質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 4点ほどお願いしたいと思います。

149ページです。一番上の社会福祉協議会推進事業費ということです。説明ですと10人分の職員の給与等が中心ということだったのですが、社会福祉協議会については、市のほうの福祉業務というか、その辺を中心にいろいろな業務に携わっていただいていると思いますが、主にこ

の運営費補助金の中には人件費のほかにもいろいろな業務の経費等も入っているのか。

それと、なかなか業務のほうも向こうも増えていると思うのですが、その辺の毎年の見直しといいますか、どのような形で、それに見合うような形でこの額についても、人件費だけでなく配慮されているのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、次の 151 ページ、11 番の福祉灯油購入費助成事業です。今回はほかの支援事業等もあって、この福祉灯油については手続をかなり簡便に、落ちのないようにということで行政側で配慮して対応したかと思っています。今後も福祉灯油の関係というのは出てくる可能性があります、単独でやる場合も今回やったような形を取って、今後やっていけるのかどうなのか。その辺の見通しを、ありましたらちょっとお願いしたいと思います。

それから、163 ページの上から 2 段目の表、包括支援事業費の中の 18 節、認知症予防のための補聴器等購入費助成金です。本当に認知症予防等も含めて補聴器というのは今はちゃんとしたよいものがありますので大変有効だという話は聞いています。そういうものは人生 100 年時代で、いろいろな部分的になかなか 100 年もたないところもあるものですから、そういったところをきちんとこういったものを使用することで、日常生活や認知症の予防等もなるということで、大変よいことだと思うのですけれども、やはり中にはここに補聴器が入っているのが嫌だみたいな認識もまだまだあるようです。

こういった助成事業も含めて、そういうものの周知だとか、皆さんになるべく早くそういうものを使ってもらったりということで、やっていると思うのですが、その辺どういうふうなことで皆さんにこういう事業を広めたりをやっているのか、今年度やってみた手応えみたいなのがもしあれば教えていただきたいと思います。

それから、183 ページの上から 2 段目になりますが、生活保護扶助費です。全体的に人数的にはマイナスになっていますけれども、コロナ禍があったり、今物価高騰等のある中で、そういう意味では生活保護の関係というのはどういいうのですか。一番下の就労自立給付費は 1 万円しか増えていないのですけれども、順調に生活保護から就労のほうに移行する方が多いのか、それとも亡くなったりという方がある中で、新たに生活保護になるという方が、こういう状況ですけれども減少ということで、全体にマイナスになっているのか。その辺の今の把握している状況といいますか、認識をちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 点目の社会福祉協議会ですが、これは本当に職員の人件費分を補助している額になります。また、当然ちゃんとした昇給の規定の中でとか、そういったものに基づいていますので、そのことによって申請をいただいて私どもが算出している。当然定期的に今後の——いろいろな事業をやってもらっていますので、どういったところが課題かとか、そういったところは逐一担当レベルでも、私どもでも意見をいただきながら、今後もまた検討していくということになっております。状況は私どもとしても、本当に通常の事業でもかなり連絡を取り合っていますので、協議会の状況も分かっております。そういったところでは支援は十分し

ていかなければいけないというふうに考えております。

あと、一番最後の生活保護のほうを申し上げますが、申請がコロナ禍前から増えたという実績がありますが、この令和5年度については申請数は増えていった以前のレベルまで、がくっと申請自体が少なくなりました。あとは就労の機会を得て生活保護を卒業というか、抜けることができるというか、次のステージに行けるという方が昨年は多かったという実績があります。これからまたどういった形になってくるか分かりませんが、令和5年度については、申請が少なくなって、卒業される方が結構多かったというような状況になっております。

あとは担当課長に説明させます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 2点目の灯油についてお答えします。灯油の事業に関しては、ここ近年原油高の状況になってから、県が実施するのと合わせて実施をしております。今後についてはまだ状況が分かりません。元々県は、前年度に比べて高額になった場合という考え方で補助をしていて、今高止まりしている状況、あるいは政府が燃料の高騰を抑える政策などを行っている中で、本年度どうするかは今後また県と相談をしながらということになろうかと思います。

以上です。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 3点目の補聴器の関係になります。周知のほうは事業開始当初に市報への掲載と、あとウェブサイトのほうに出してありますし、販売する事業者ですとか、医療機関のほうにもこういった事業を始めるということで周知をしています。また、保健師が訪問している個々の耳の悪い方等にも周知を行っている状況です。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 補聴器の関係と生活保護の関係については了解いたしました。

社会福祉協議会ですけれども、給与ということで分かりました。ふだんの事業等は、連絡を密に取り合って支援をしているということですが、例えば向こうから新年度で、こういう必要事業、必要経費でみたいな、要求書みたいなものが来て、それで対応とか、そういうことがあるのかどうか、それだけお願いしたいと思います。

それから福祉灯油です。分かりましたが、令和5年度のような簡易な手続で、申請がなくても対応できる、そういうことが今後視野に入っているというか、そういう方向でいけそうなのかどうか、そこだけちょっと教えていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほど申し上げたとおり、私は人件費全額というふうに申し上げていましたが、一部事務費も入っています。事務費も社会福祉協議会の2割程度は人件費プラス事務費もみようということで今、行っています。新規事業というのも当然こちらからお願いするような事業もありますし、あちらからも提案する事業もありますけれども、それはここではないところで、また事業の委託料としてお支払いしているという部分はございます。

以上です。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 申し訳ありませんでした。灯油の手続ですけども、これまでは価格高騰の給付金等に合わせて実施してきたのですが、これを単独の灯油だけでやるということになると、事務的には非常に厳しい、非常に手間がかかります。なので、今後実施する給付金等と同時にできないという制度設計になると、非常に工夫だとか、考えないと厳しいかというところは現実問題としてあります。

以上です。

○議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 2 点ほどお聞かせ願いたいと思います。148、149 ページの民生委員・児童委員事業費のところですけども、予算のときも聞かせてもらったのですが、やはり民生委員、児童福祉委員には大変な仕事をやってもらっています。この結果というか、作業日数を見ても大変な日数やっていらっしゃると思うのですけれども、やはりこういう方々の職務というか、負担を軽減するために担当部局のほうで何か考えたりやられていることがあれば、令和 5 年度何をやったかということで教えていただきたいと思います。

続きまして、182、183 ページ、先ほどの梅沢議員ともちょっとかぶるのですけれども、生活保護費のところ、生活扶助のほうで大分自立生活に戻れたということで、それは大変喜ばしいことですけども、あと医療扶助がちょっと減ったというのですけれども、これは恐らく一治ってもう要らないというならいいのですけれども、多分そうではなくて、高額医療費の方が亡くなったのかというのがイメージとして出るのですけれども、その辺とか、あと介護が若干増えたというところで、今後 2025 年問題とかがありますので、そういうところに対する令和 5 年度を受けての所感というか、分析があれば教えていただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 点目の民生委員の皆さんです。本当に議員のおっしゃるとおり、非常に多岐にわたる業務をしていただいています。私どもとしては、国・県、県と市でまず決められた形の報償費等もお支払いしていますけれども、それ以外にやはり負担の軽減というのは一番だと思っています。

私どもが特徴的なのは、3 地域に民生委員児童委員協議会が 3 つありますけれども、その事務局自体を市が受けています。それを民生委員児童委員協議会に任せている市町村も結構あるのです。私どもはそれぞれの民生委員児童委員協議会の地域に 1 人ずつ担当を決めて、いろいろなことをいつでも言ってくださいという形を取っています。社会福祉協議会も一緒にそういった形で取れています。例えば 8 月に各地域で研修会とかがあったのですけれども、そこにも私も行きますし職員もきちんとついて、皆さんの日頃の活動を本当に大勢の方から直接お聞きするという機会をつくっています。そういった意味で、事務負担とかいろいろなところを私どもが拾い上げて支援できるように、そういった体制を本年度は取っております。今後もそれは続けていきたいと思っています。

もう一点、生活保護の関係ですが、医療費のほうは幸いと言ったらあれですが、お一人当たり医療費も実は下がってしまっていて、どちらかというところ、なかなか大変だった方が亡くなっただけということではなくて、全体的に1人当たりが下がっているというような状況で、積み上げた結果、こういった形になっているということです。

また、今後介護側へということですが、就労がうまくいって生活保護を次の段階に上がれるという方、上がれるというかわかれるという方ではない、どちらかと言えば高齢の方が残るという傾向は当然あると思いますので、今後そういったところの給付は増えてくるのではないかと考えているのですが、そういうふうにならないように私どもが通常のケースワークの中できちんと受診しましょうとか、健診をちゃんと受けましょうとか、そういった形である意味生活のいろいろなところまで助言できる範囲では話をしております。また疾病もちゃんと受診をして治していこうというような形の、そういったこともしながら、なるべく元気でいらっしゃるよう努めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1番目のほうは、分かりました。

2番目の生活保護費のほうですけれども、高額医療の人が亡くなったことはないということでも安心しました。

それで、今、介護のほうで部長がおっしゃっていましたが、要するに担当部局だけでなくいろいろな——多分健診事業とかだと思えますけれども、そういう市の庁舎内とかそれを飛び越えた中でいろいろな連携を取りながらそういうことを進めていくという考え方をもっていらっしゃるということですか。その点を1点確認させていただきます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 議員のおっしゃるとおり、庁内の連携というのは非常に大事でして、そもそも生活保護に至る前にいろいろな状況があって、ほかの課がその状況を見つけてこちらの生活保護につないでくるとか、逆に生活保護のケースワークをしている間に、これは医療の保健のほうから入らなければ駄目だとなれば保健師が入りますし、そういった連携は常にとっていて、今後も続けていきたいと思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 大きく3点、細かく6点、7点くらいになります、質問させていただきます。

153ページです。障がい者タクシーの利用ということで出ています。令和5年度に私は福祉部のほうで相談をしたのですが、障がい者の複数の方からタクシー業者の電話の受け答え、また運転手の対応がということで相談させていただきました。そういう声が出てから指導するのでは、やはり電話をかけずらかったり、その運転手が来たらということもありますので、やはりいつでもそういうことが出る前に指導していくべきだと思いますので、お願いしたいと思

ます。

また、金額もこれは補助が決まっていまして、補助を無制限にやれば大丈夫なのでしょうけれども、当市ではなかなか通所サービスの事業者がないということで、通勤でも——今、魚沼のかけはしがやられていて——隣の魚沼市のほうを使ってやっている方もいらっしゃると思いますので、やはりそういうサービスのほうも考えていったほうが障がい者にとって優しいのかと思っていますので、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、161 ページの介護保険事業、また介護人材確保緊急5か年事業というところで質問させていただきます。資料を見ますと、先ほどの説明ですと、介護人材新規・移住定住のほうで120万円増えて、カムバックが80万円増えたというような説明でした。資料のほうにも人数が書いてあると思いますけれども、多少増えたということの認識だと思いますが、まだまだ人材は確保しなければいけないというところで、例えばここで増えているけれども、増えた分はこの緊急5か年で増えているかもしれないけれども、減った人が——令和5年度どれだけ辞めているというか、減っているのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

人材は増えていたとしても、このたび塩沢で事業者が訪問介護をやめるようなことになっています。そういった中で実際人材が増えるだけでは守っていけない部分というのがあると思っています。やはり市も国の給付が少ない分、事業者に備品の補助だったりいろいろな補助をやっているのはよく分かるのですが、この制度自体が都会だったら訪問介護の部分も5キロ範囲の中で数十件行けたりするかもしれませんが、地方ですとそういった範囲で1件とか2件というような、なかなか商売といいますか事業者の黒字にならないわけですし、そういう部分も人材確保とともにやはり考えていかなければいけないのかと思っています。その辺の格差がないように訴えていくべきだと思っていますので、その辺の考え方を教えていただきたいと思っています。

171 ページです。出産応援緊急5か年事業ということで、このたび資料を見ますと、申請が277件あって、支給したのが254件ということで、23件の方がもらえていないというような実態が分かっています。滞納世帯には出せないということで、予算のときにも私は質問しましたが、出生祝い金を緊急5か年でやっているわけです。これは多分ふるさと納税が原資なわけで、緊急的にやっていて、ただ安定した財源がまだまだあるのであれば、多分これは5か年も追加してやっていくような考えなのかと思っています。決算資料の35ページ、国の支援のほうは滞納があっても支給されるわけで、緊急5か年ということであれば、やはり滞納は悪いことですが、子どもというのはいくつかは悪くない、子どもには関係ないお金だと思いますので、私は何らかの形で支給できればいいと思っています。

この23件のうち、滞納がどういった種類の滞納なのか、とんでもない額なのか。23件というのは——若いかどうかはちょっと分かりませんが、私はかなりの件数かと思っています。滞納ではない部分でもらえない部分というものもあるのかもしれませんが、そういったことが分かったら教えていただきたいと思っています。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1 点目の質問にお答えします。タクシーの利用時の運転手の受け答え等の相談は確かにお受けしたことがございます。おっしゃるとおり、今後トラブルがあってから、苦情があってからではなく、そういうことのないように、未然に防げるように指導・周知をしまいたいと思います。

あと、通所の交通費だとか事業ですけれども、人材確保等とも関わってくるのですけれども、事業の内容によっては維持をするのも厳しいような事業もございますので、総合的に考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 2 点目の人材の関係ですが、緊急 5 か年事業の中で、人材確保でこちらのほうで支援金等を配らせていただいた人数はそちらに書いてあるとおりでありますが、毎年事業者のほうにアンケートをとっておりまして、そちらのほうで退職者、ほかの事業所に移られた等々で減少というような人数があります。定年退職等で退職されたというのが六、七人だったかと思いますが、その方たちも多分常勤ではなく、またお勤めいただいているのではないかと思いますし、新規に移住定住で入ってこられる方が結構いらっしゃいますので、徐々に増加してきているものと考えております。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 めごちゃん祝い金の件であります。先ほど 23 件という差額のところですが、おっしゃったとおり、いろいろ申請したけれども、例えば住所の要件が合わないとかということで、そうならなかった方もいらっしゃいました。滞納に関わるものであれば、10 件支給できなかったという実績があります。これは度々この場でいろいろとお話いただくのですが、当時やはりこの制度を考えたときに、ふるさと納税が原資とはいえ市の財源として行う事業であって決して少額ではないというところから、やはり納税しているという方々の思い等も考えてこの制度になったと思っています。ですので、当面はこの形で——5 か年ですけれども、現状で行くというところがこれまでと同じところかと思っています。

もう一点、例えば滞納でもし支給できなかったといったときの状況ですが、なかなか個々の状況についてお話することは難しいとは思いますが、ただ、私どももこのめごちゃん祝い金の申請もそうですけれども、子供さんが生まれる前からずっと子どもサポートセンターも含めて、個々に非常にいろいろな話もさせてもらっています。そういった中で、少しでもそういった状況がつかめれば、私たちも当然支援をしていかなければいけない。ただ、難しいですけれども、今お話いただいた点も、それぞれの担当がやはり窓口でよく分かっていて、支援ができるかということも含めて考えていかなければいけないと思っておりますので、そのようにしたいと思っております。

以上です。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1点目の障がい者のタクシー券のほうです。先ほど1回目でも言いましたが、無限のようにタクシーに乗っていいですよという予算があってやればいいのか、すけれども、やはり通所サービスというのが当市にはなかなかなくて、この券が切れますと実費で払っていかねばいけないという部分があります。今ほどそういう事業者もしっかりやはり手挙げができて、それをサポートするような形と、湯沢町とのマッチングをしなければいけないと思うので、その辺、もう一回しかりつくっていききたいというような、どちらかと言うと、事業者の手挙げというよりも、市としても必要だということの訴えが必要かと思ひますので、そういったことも踏まえてもう一回答弁をいただければと思ひます。

2番目のほうは分かりました。

3番目ですけれども、例えば住宅委員会ですと、市営住宅に入る要綱にも滞納者は入れませんという要綱がありますけれども、住宅委員会で話し合つた中で、返済計画やそういうことを立てられれば、困窮しているということで入れましようというようなのが何件かあります。また、市営住宅に入つていても滞納するようなことも起きているような現状の中で、これは生まれてからの提出になるかもしれませんが、今ほど部長が言われたように、妊娠の段階で相談を受けていて、その時点で分かるのであれば、やはり2人を呼んだ上で返済計画を立てて、しかり指導をしていただいた中でお支払いいただくというような――滞納が決していいと言っているわけではないのです。滞納は回収しなければいけないのですけれども、緊急でやっているわけですので、やはり子供のことを思えば、こういう指導をしながら、それは何かしらの出せる方法というものを模索していかねばいけないというふうに私は思うのですけれども、その辺の考え方を問わせてください。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1点目のご質問にお答ひします。今後のニーズ、あるいは利用状況、社会情勢等を検討して続けてまいりたいと思ひます。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 返済計画とかも含めてということですが、やはりめぐちゃん祝い金があるということが分かつていて、妊娠の前から子どもサポートセンターも含めて相談を受けることがあります。これは生まれてから8か月までは申請できますので、その間に返済の計画とか、そういったものも含めていろいろお聞きしてできるのではないかなというように形で進めていく場合もあるけれども、残念ながらそこまで至らず支給できないというのが実態です。

今、国の子育て応援交付金等もありますので、それは少額ですが、そういったところを支給して、それを埋めてまた滞納を解消するといった方も実際いらつしやいます。私どもとしては今の要綱の中で、支給時点でやはり滞納が解決してないと支給できないというところは、この5か年の中ではなかなか変えにくいのかと思ひていますが、今おつしやったとおり、早めの計画なりを促して滞納解消ということでやっていますが、要綱を変えてまでというところはなかなか難しいと今は思ひております。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 点お伺いいたします。1 点目であります。159 ページの高齢者生活支援事業の在宅要介護高齢者家族手当の部分であります。これは対象者人数が減った中で今現在 126 人の方が受けていられるわけでありましてけれども、前々からありますように、今訪問介護という部分を大事にしようとしている中で、在宅でやっている、家庭で面倒を見ようという人が減っているという、この数字を担当部署はどのように見ていられるのか、まず、その点をお伺いさせていただきたい。

本当に訪問介護の事業所もなくなってという部分もあって、病院事業会計でもいろいろ新たな分野という話も聞いております。だけれども、本当にこんなことをしていって、はっきり言って在宅の部分の厳しいです。したくてもなかなかできないという現状の中で、本当に担当部署はどのように在宅で、家族で看取って、看取るというか、一生懸命頑張ろうという人たちをどう応援しようとしているのか。その点をこの数字を見た中でどう分析しているのか、1 点お伺いさせていただきたいと思っています。

2 点目であります。161 ページであります。同じく介護保険事業の中の介護人材確保支援事業補助金であります。この部分もすごく私が気になるのは、介護人材確保支援事業の中で 5 か年計画だとかいろいろやって頑張っているのも重々承知しております。今、当市においては現場から 160 人の人材が不足しているという報告も受けております。そうした中で私がすごく気になるのは、この初任者研修はゼロ人、実務者研修が 3 人であります。この数字を見たときに、この 160 人という部分を考えたときに、まずここから入っていかなければいけないという部分がある中で、なぜこのように人材が少ないのか。この研修制度を受ける人が少ないのか。どう見ていられるのか、その点をお伺いさせていただきたいと思っています。

そしてもう一点、どうしても先の同僚議員とかぶる点があって恐縮ですが、171 ページのめぐちゃん祝い金であります。一番最初にしたときは滞納者が 2 人から出発しました。今 10 人というふうに聞いております。そうした中で、お祝い金でありますのでいろいろな角度があって当然であります。前々からこのことは私も言っていました。担当部署は、この部分は当面この感覚でいかなければいけないという答弁が今ございました。本当に市長として私は聞きたいです。ここの部分を本当に南魚沼市としてこれだけ少子化になっているときに——県もいろいろやっています。市も何とか少しでもという部分が出ているわけでありまして。そうしたときに、何らかの形でこういう滞納している——個人的な部分は分かりません、担当部署は分かると思います。今いろいろな案も出てきています。そうした中で、そういうやはり子供は生まれる場所を選べない、人を選べないわけでありまして。市長は前々からそのことに関しては言っています。

であるならば、本当に今大変なときに、少しでもこうやって補助をして頑張ってもらいたいという、そういうエールをかけた中で、めぐちゃん祝い金の転換というか、新たな部分というのは、私はあってしかりであると思うのです。この部分に関しては、あえて市長にお伺いさせていただきます。

以上であります。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の要介護高齢家族手当の件です。やはり人数が減ってきているというのには、1つはなかなか訪問介護を受けにくいというのが確かにあると思うのですけれども、小規模多機能型居宅介護といったところの利用が進んできているのは実際ありますので、そちら側に移行している方もいらっしゃるということ。また、今施設の入所の関係で、非常に待機の期間も短くなってきたりして、家族で自宅にいたのだけれども、どんどん高齢的に進んできて、施設のほうにという形も実際多くありますので、それがやはり相まって人数が減ってきているということです。だからよいということではありませんので、私どもは大変なところをきちんと見ながら制度も進めていかなければいけないですし、そういったところに気を配っていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 2点目の介護人材の関係ですが、初任者研修の件数については、ハローワークのほうで求職向けの初任者研修講座を実施しております。そちらですと、無料で受けられるということで、そちらで研修を多く受けていただいたために、市のほうでの助成の対象にはならなかったということで件数が上がっておりません。

実務者研修のほうについては、申込者がちょっと少ない回がありまして、休講になったものが出ております。そのために人数が減っております。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 お答えをしたいと思います。先ほど塩谷議員からも同様の話が出ておりますが、私はこういう質疑でよいのかどうかちょっと分かりませんが、私は少しこの場所なのかという気がしております。しかし、思いはやはり公平性の問題や様々あって、私はこれは慎重にやるべきだと思います。思いは共有できますがそう簡単な話ではないと思います。だけれども、いろいろ考えてみたいとは思いますが、やはり一番はきちんと納税をしていただくというところも含めてやっていかないと、何でもよいわけではないと私は思っています。

なので、どういうやり方ができるのかということの中で考えているときに先ほどのご提案も、中沢議員も言われたか、塩谷議員のほうと言ったか、滞納の部分の計画をきちんと出す。本当にそういったところは納税している人たちの気持ちもきちんと分かってやらないと、私は難しいと思うけれどもどうですか、と私は思います。気持ちは分かるのです。ここでやるべきではない、本当に。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 最後の部分はここでやるべきではないということですから、後でまた場所を変えてさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（「分かりました」の声あり）できるだけ、今、市長が言ったように、どういう形でできるだろうか。ぜひ、担当

部署の方が考えていただいた中でお願いしたいと思っております。お祝い金であります。よろしく願いいたします。

では、1点目の在宅介護の部分であります。今、施設のほうに移っているという部分もお聞かせいただきました。ちなみにでありますけれども、決算議会ですから、多分掌握されていると思いますのでお聞きしますけれども、今、在宅介護と施設介護、公費の助成はどのくらいになっているのだろうか。その金額はいろいろつかんでいると思いますので、どのくらいの状況になっているのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

2点目であります。ハローワークのほうで人材確保の初任者研修に行っていられるということで、それは人数が多ければそれはいいわけであります。

私がまたちょっとその部分でお聞きしたいのは、例えば今県でも学校を出て5年間、地元の新潟県に就職すれば返済はしなくてもいいという制度もございます。例えば私はこれから人材確保するには、そういう方たちにアプローチが取れないだろうかということ进行をすごく考えるわけでありまして、こういう部分というのは、やはり私たちのほうからはなかなかできないものなのだろうかということを感じるわけでありまして。せつかくそういう部分で、県でもこういう支援で補助金を出しておりますので、そういうものをすごく広報した中で、できたらこの南魚沼に帰ってきていただく。そういう部分の動きというものの、例えば個人情報もありますから難しい部分もありますけれども、そういう具体的なところまで行かないと、やはり若い人をこちらに引っ張ってくることができないのではないかと思います。その点、ちょっと無理なのではないでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 実際の給付の関係ということでお聞きしましたが、決算資料の104ページのところに介護保険サービスの給付状況等ということで載せてあります。1の居宅介護サービスのところは構成比33.3%となっておりますし、施設介護サービスのほうは40.3%ということになっております。先ほど地域密着のほうで話しをしました看護小規模多機能型居宅介護のほうも1.5%と上がってきている状況です。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今いろいろ資格取得をしている方とか、学んでいる方をこちらにということでありまして。例えば私どもが看護師の奨学金を出してということであれば、当然つながりもあってということになります。なかなかそういったところにつながっていくというのはすごく難しいです。ただ、そういった人たちが就職するに当たって、様々なパンフレットを見たりとか、そういった機会がありますので、私どもがなるべく事業所に、そういったところにもっと出しましょうという形で、個別の事業所にお声がけをして一生懸命研修を受け入れるとか、そういったことをしながらつながりを少しずつでも持っていくということしか、なかなか今は難しいかと思っておりますが、何かしらよい案があればまた考えたいと思っております。ありがとうございます。

○議 長 あと何人おられますか。

〔複数名挙手あり〕

○議 長 ここで昼食のため、休憩いたします。再開を 14 時ちょうどといたします。
〔午前 11 時 51 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 01 分〕

○議 長 ここで急遽、議会運営委員会を開きましたので、報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長 先ほど 1 時半より、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員数は 7 名でありまして、正副議長からも出席いただきました。

審議の内容であります。黒岩揺光議員、牧野晶議員より処分要求書が提出されました。それを受けまして、本日の議事日程の変更について審議をいたしました。

報告は以上となります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

それでは、皆様のお手元に配付のとおり議事日程を変更いたします。

○議 長 議員の皆様にお願いがございます。質疑は議題以外に及んではなりません。個人の意見、また要望は質疑ではございません。場合によっては発言の途中で議長より制限をいたします。

○議 長 それでは、民生費に対する質疑を行います。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 3 点伺います。161 ページ中ほどの、介護保険事業費の中の介護人材確保支援事業補助金についてであります。

先ほどの答弁の中でも初任者研修がゼロということでお話がありました。そしてその中で減っている理由はハローワークの研修のほうを無料で受けているというお話がありました。しかし、この介護人材確保支援事業補助金のほうは、働いている方が働きながら資格を取って、さらに所得を安定させたり、職業として安定的に働き続けられるというところも大きな目的でありましたので、この初任者研修は介護人材の裾野を広げるために大変重要なところであります。

それで、広報の仕方ですけれども、介護事業所のほうに広報しているだけなのか、病院には看護助手とか看護補助というような名前の似たような仕事をするところがありまして、実際には病院事業でもかなりの方が働いていると思いますので、病院事業のほうとも連携して広報をしているというところがあったかどうかを伺います。

次に 2 点目、171 ページ中ほどの 12 高校・大学生等保護者生活支援事業費であります。これは単発的にやったものでありますので、前年と比べるとかそういうところがないわけですから

ども、昨年の5月15日に臨時議会で通ったものであります。2,659人分で8,050万円の予算でありました。この実績を資料で見ますと、1,674世帯、2,271人に3万円ずつということで、実績のほうは伺っていますけれども、そうなりますと人数的にかなり見込んだ人数よりも少なかったわけです。そこについて、高校生については分かっているので、文書を出すということで郵送費も出ているわけですが、その辺が十分に周知できて、必要な方にこの支援が届いたのかどうか、その辺をもう少し伺いたいと思います。

次に3点目、177ページです。常設保育園保育費のところですが、10番のところに燃料費というのがありまして、一応前年よりも下がってはいるのです。常設保育園のほうでは、2つの施設にペレットボイラーが入っているのですが、その部分がここの燃料費のところに当たるのかどうかも含めてですが、違う項目で上がっているのか、その辺がはっきりしませんけれども——ペレットボイラーにつきましては、ペレットのほうの燃料を補給しながらやっているわけです。冷暖房の切替えが大変難しいく期間が長くなるということで、現場のほうからは使いにくいという意見もあるのです。そういったことがこの令和5年度の中で現場の声が十分届いて、それを精査しているのか。そして普通の空調と比べてこのペレットボイラーの費用対効果というようなところは検証しているのかどうかについて。

以上3点です。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 1点目の人材確保の関係で、介護保険事業所以外にも周知をしているかということですが、基本的には介護保険の事業所にメールで配信をしておりますし、あとは「LIFE in」というか、今は「ねっこ」という名称に変わったかと思いますが、そちらの広報誌に載せたりということで周知しております。以上です……

〔何事か叫ぶ者あり〕

失礼しました。市報のほうにも掲載をしております。

以上です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 はじめに、高校、大学の保護者の方への周知ということであります。

周知につきましては、市報等、ウェブサイト等で周知をさせていただいておりますが、中には申込みされなかったという方もいらっしゃると思いますけれども、十分な周知はできていると思っております。

2点目、常設保育園の燃料費についてであります。ペレットボイラーにつきましては、この燃料費の中に計上させていただいております。

切替え等につきましてですが、通常の電気等のエアコンであればすぐさま切替えができて使用ができるということですが、ペレットボイラーはその都度季節ごとに切替えをすることになるので、使い勝手がなかなかよくないというのは現場のほうからも聞いているところですが、今ある設備を使いながらやっていくということで、新たにすぐに違うシステムというか設備を入れるということはないということであります。費用対効果については、ちょっ

とまだ検証のほうは特にしておりません。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 まず、1 点目ですけれども、事業所のほうにメールをして、ほかには市報にも掲載したということですけれども、そうしますと、特段医療のほうと連携をして広報したということはないということでしょうか。

それと、ペレットボイラーですけれども、費用対効果は見えていないということですが、今あるボイラーはそれを当然使うことは使うわけです。そこにいるのが小さい子供たちでありますので、そういった保育園のほうでいつからいつまでの間にとっても、その期間に業者のほうも、順番に行きますからということで、なかなか来られない。保育士のほうでは子供たちの健康がとても心配だということでもありますので、未満児の部屋とか、どうしても必要な場所に個別に付けるなり、いろいろな対応をしているところもあるようですけれども、そういった安全に配慮した施設をきちんと提供するという意味で、そういったところは何か検討されたのでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 人材確保の関係の広報というかですけれども、病院事業とか病院関係と特別に連携しているかといえはしてないと言えます。そういったところに限らず広く周知をしたいという思いと、あと、例えば病院であれば、人材を必要で看護師や看護助手を採用しているわけですので、そこに介護側にというような意味合いかどうかちょっと分かりませんが、そういったこともありますので、広く周知をするという意味では病院に限ってやっているということではございません。

以上です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ペレットボイラーの関係でありますけれども、なかなか時期的なものがあって、すぐに切替えができないのですけれども、やはりお子さんの安心安全という方、また、保育士の十分な保育ができる体制ということであれば、事前に、切替え時期というのは分かりますので、事業者の前々に依頼して、その時期に合わせて、早めに切り替えていただくということをしていきますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 点、173 ページの常設保育園の管理運営費ですけれども、決算してみて、令和 4 年度よりもかかっていたというのは分かりました。

これは子供の数が減っているのですけれども、管理費、運営費は上がってしまうというこのトレンドというのはずっと続いていて、今後も続く可能性があるのかどうか。この 1 点だけお聞かせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 保育委託も含めて、やはりこの人件費の改定というのは行われていますので、子供がすごく少ないから、では保育士がすごく少なくてよいかということそういうわけでもありません。そうするとおっしゃったとおり、今後のトレンドとしては、給与改定とかが行われれば、その分固定価格が上がっていきますから、その分の委託料が増えていくということはありません。

以上です。

〔「分かりました」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 決算資料の 34 ページ、虐待相談の内訳と、もう一点あるのですけれども、これでいろいろな虐待があるわけですが、本当に全国的にこういうふうな虐待があつて大ニュースになっていたりというのがあるわけです。令和 5 年度は本当に事件がなくてよかったというのがあるのですけれども、どういうふうな対応をして、やばいものはきちんと県と連携したりとか、疑わしきものはきちんと対応しているのかについて。

それと 176、177 ページ、公設民営保育園委託事業費についてですけれども、私は公設民営化をしていくとか、また民間でやっていくというのは非常によいことだと思います。令和 5 年度もそれを進めていたのでしょうかけれども、ただ一部、いろいろな方向の中で民営化に変えていくというふうな方向もある。それを令和 5 年度にいろいろとやつたと聞いているのですが、やはり大きい保育園とかこういう施設というのは、手を挙げやすいというのがあると思うのです。小さいところは本当に先生とか経費がかかって、なかなかやりづらいところがあると思うのですけれども、やはりこういうのも競争していくべきだと思うのです。令和 5 年度何で——ちょっと楽なほうに行ったように私は 3 月定例会の説明で聞こえたのですが、ちょっと令和 5 年度のいきさつを教えてください。

○議長 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 虐待のほうは私のほうでお答えします。いわゆる新聞とかマスコミに載るような大きな案件はなかったということでもあります。その重症度というか、重い段階に応じて、一番重いところは本当に命に関わるところで、そこはもう本当に児童相談所と警察の範囲になってきます。ただ、そこまで行かないところについては、私どもかなり連携をして動いていますし、またその最重要の課題でも私どもにいろいろな意見を求められるとか、状況を教えてくださいということもありますので、そこは連携を取りながら必要な対応がそれぞれできているというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今ほどの公設民営の令和 5 年度のいきさつという部分であります。昨年度、公設民営園を公私連携園に移行という形で 1 園進めさせていただきました。それに当たりまして、過去にずっとどのようにして移行していくかという協議がなされてきたわけですが、その経過の中も含めて、そこで新たな園の募集ということも考えられなかったのかとい

うことでありますけれども、子供たちを安全に、保護者の方にも理解いただきながら安全に保育園を運営していただくには、第一は今運営をしていただいている園がそのまま継続をして公私連携園へ移行していただくというのがよいのではないかとということで、既に運営をしていた園のほうを第一に話を進めさせていただいて、令和5年度に公私連携園への移行、令和6年度4月1日から公私連携園という形で運営をしていただいたということであります。

以上であります。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 まず、児童虐待ですけれども、本当に児童虐待で物すごい内容があったりすると、あと例えばいじめで——具体的に名前を出してしまってすみませんけれども、いじめで旭川市の問題とかいろいろあったりもしますけれども、本当にそういうのがあると市のイメージダウンになっていきますので、やはり相談があったら、もうこれはというふうな——ただ、それでもきちんと裏を取ってから引き離さなければいけないとか、いろいろ本当に難しいのだと思いますけれども、そのために私は本当に時間や手間をいくら割いてもよいのだと思います。令和5年度はなかったのも本当によかったと思いますけれども、反省点はないと思いますが、令和5年度のまとめでの反省点がもしあればお伺いできればと思います。

保育園のほうに行きますけれども、やはり最少の経費で最大の効果を出すというのもあるわけですし、例えば建物の譲渡とかそういうのが、私はちょっと片手落ちで、楽なほうへ逃げているというふうに令和5年度のものは思っています。そのところ、令和5年度は反省するところがこちらもないのか、答弁いただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 反省点といいますか、一番最初にお答えしたとおり、連携をきちんとしていかないとやはりこれも間違いが起きます。私どもが100%未然に防げるかと言うと、そうではありませんが、やはりいろいろな市内、庁内もそうですけれども、そういったところからの情報提供も十分あります。保育園、学校もあります。ですので、そういうところときちんと連携できるような内部の体制をきちんとつくっていくことが、そういったことを早く捉える、未然に防ぐ、そして警察も児童相談所も含めて、やはりそこでちゃんと連絡を取り合ってすぐ対応できるという体制を取っていくことが大事だというふうに考えております。

以上です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 公私連携園の移行に当たって反省するような点はあるのかということ、楽な方向に進んだのではないかとこのところのお話であります。楽なほうに見えたというところもあるのかもしれませんが、今、運用していただいている方にやっていただくのが第一ではないかということでありましたので、結果的にはそういう楽なほうに市が公私連携園という形で進めたというふうに見られてしまったのかもしれませんが、そうではなく、子供さん、保護者第一と考えて、今の既存の運営園に運営委託をしたというふうに考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 点お願いいたします。155 ページですけれども、地域活動支援センター委託料についてです。説明にもありましたけれども、5,697 万円で前年度と比べますと 564 万円増えています。決算資料の 28 ページに就労支援の状況がありますけれども、施設的には前年度に比べて同じなのですが、就労移行支援、就労継続支援の利用者が合計で 199 人、前年度資料と比べますと前年度は 184 人で 15 人増えていますので、委託料もその分増えたのかという思いがあるのです。

お聞きしたいところは、この施設状況の中で、需要とといいますか、需要と施設利用の希望、その実態がどうなっているのか。十分足りているのか、不足しているのかというそこら辺の感覚をつかみたいので、教えていただきたいと思います。

あと、157 ページです。これは以前委員会か何かでもちょっと聞いたのですけれども、成年後見制度のことです。157 ページに成年後見制度利用支援事業助成費がありますけれども、そこで。この制度につきましては、高齢化に伴って認知高齢者が増加していきまして、そしてまた知的障がい者等にとっては、この成年後見制度というのはこれから重要な制度だと思うのですけれども、なかなか広がっていかないという実態があるので、ちょっと聞いてみたいです。

この当初予算は 244 万 8,000 円で予算を組みましたけれども、実績はここにあるとおり 71 万 1,000 円でした。この助成を利用した人が何人だったのかというのを 1 点お聞きしたい点と、次がちょっと以前も何年か前に聞いたような気がするのですけれども、非常になかなか伸びない。制度が伸びないのは比較的制度が新しいせいでもあると思うのですけれども、この制度の周知といいますか、周知が足りていないのか、それともやはり需要がこのくらいなのか、それとも後見人になるべき人がいないのか。その辺りを令和 5 年度の決算を受けて、どう感じておられるかというところを聞いてみたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは 2 番目のほうの成年後見制度ですけれども、利用いただいた人数は 3 人です。令和 3 年、令和 4 年が 4 人で、令和 2 年は 1 人しかいなかったということであると、少しでも増えてきたというか、周知はできてきてはいるかと思いますが、なぜ広まらないかというのが、なかなか分析は正直難しいです。

ただ、やはり国も制度を使いやすく変えてきていますので、そこを捉えての周知などにまだ課題があるのかとも思っていますが、相談を受ける側は例えば福祉課だったり介護保険課だったり様々ですけれども、その担当はかなり窓口に——昨日もそうですけれども、お見えになった方にすぐ対応して説明はかなり細かくやっていますので、問合せはありますが、そこまでやはり至らないということはあろうかと思います。ただ、その至らない原因が何かと言われてもちょっとまだ十分な分析はできていません。

以上です。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1 番目の質問にお答えします。地域活動支援センターの委託に関してですが、一番大きいのは消費税の対応、それから市で管理していた施設、浦佐福祉の家の委託を変更した部分で金額が大きくなったというのが一番大きな理由です。

就労支援の施設が足りているかどうかということですが、また就労継続支援 A 型のほうで事業所の状況が変わりそうだということもあって、十分だとは言えないのですが、それこそ人材の関係とか、報酬の関係とか、事業の維持をするのも大変な中で、必要だと思うものと思うとおりに増やせていけるかどうかというのは、なかなか難しい部分もあると思っています。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけ再質問といいますか、話させてもらいますけれども、成年後見制度の関係です。おっしゃるように理由が何かというのは大変難しいと思うのです。行政のほうも難しいのですけれども、実は市民のほうも本当に困っているのだけれども、どこに行っても聞いてもらえない、それさえも分からないというようなことが、私は実際にあると思うのです。私のところにも、どこにどうしたらいいのだという相談に来る人がいますから。今、部長がおっしゃったように、そういうふうなことで窓口対応とかそういうのをきちんとやられるとか、そういうことから市民が来たら分かりやすい説明を心がけてもらえるように努めていただければ、今答弁いただきましたので、それで結構ですので終わりたいと思います。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 6 点、短いのをお願いいたします。

149 ページの民生委員です。年に一度、民生委員全体が集まる研修で市内の自殺の現状についてはどの程度民生委員の方たちに令和 5 年度はお伝えしているのかお尋ねいたします。

次、159 ページ、介護保険対策費（特別会計繰出金）です。介護保険対策費（特別会計繰出金）で、当然、サロンとか筋力づくり教室とかに予算が充てられていると思うのですが、これは大綱質疑と社会厚生委員会でも話が出ましたが、筋力づくり教室、サロンどちらも目標の半分しかいっていませんが、令和 5 年度は利用者とかサポーターの人たちにどれくらい話を聞いて、利用者が目標に達していない原因とかはどれほどの声から、どれほど分析できたかをお尋ねいたします。

3 点目です。同じく 159 ページの介護保険対策費（特別会計繰出金）。平成 31 年の自殺対策計画には、65 歳時の介護保険被保険者証を送付する際に自殺に関するリーフレットも一緒に送付するとありますが、令和 5 年度はどんなリーフレットを送られたのかをお尋ねいたします。

4 点目、161 ページ、後期高齢者医療対策費。これも同じく平成 31 年の自殺対策計画には 75 歳時の後期高齢者医療費保険者証交付時に、自殺に関するリーフレットを配布します、とありますが、どんなリーフレットを配布されているのかお尋ねいたします。

次 5 点目、ページは子育て全体、ほのぼの広場でもいいのですが、ほのぼの広場では保育士がいるということが、他の自治体の子育てスペースとは違う点かと思います。保育士が常

設するという事は、ほかのところ以上に保護者からの声が聞き取りやすい、子育ての悩みというのは聞き取りやすいかと思いますが、ほのぼの広場で意見箱などを設置しているのかどうか。そういったどんな声が上がってきて、その声が令和5年度どういうふうに総括されたのかをお尋ねいたします。

最後6点目、165ページ、学童保育対策事業費ですが、昨年度のほのぼの広場でのざくばらんでも、今年度のざくばらんでも学童に関しては結構意見が出ていますが、令和5年度は学童の利用者からどうやって声を聞き取り、こういった課題を見つけられたのか。声の取り方とどんな課題を見つけられたかをお尋ねいたします。

○議 長 答弁できるところからお願いします。

介護保険課長。

○介護保険課長 3点目でしょうか、保険証の自殺対策のリーフレットの内容ということですけれども、今ちょっと持っていませんが、相談先であったり、そういったところの相談機関の内容、電話番号ですとか、こういったお悩みについてはこちらへというような内容であったと思います。

以上です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ほのぼの広場での意見等の集約ということであります。ほのぼの広場は保育士がおりまして、そこに保護者の方が様々な悩み相談を持ってきていただいています。中にはファミリーサポート事業での利用の仕方がもっとよくなるのかとか、あと遊びの広場での遊び方だとか、そういうところを改善できないかとかということでご相談いただいているということであります。特に予算のかからない部分については、早急に対応するように現場の保育士のほうに話しもしておりますし、予算のかかるものについても対応できるものはすぐ対応するということであります。特にファミリーサポート事業については、また利用料の減額等できることを、その意見をもとに対応させていただいたところであります。

以上です。

○議 長 保健課長。

○保健課長 1点目の民生委員・児童委員の全体会での研修についての自殺対策ということの質問でしたけれども、全体会での研修ではなかったかとは思いますが、地域におけるそれぞれの活動いただく研修の中で、自殺対策の関係についてはそれぞれお話をさせていただいております。

また、介護保険証と一緒に送っている自殺対策のリーフレットにつきましては、高齢者の心と体に用心してください。変調があったら、ですとか、高齢者の鬱の症状についてはこんなことがあります、といったような具体的な内容。それから周りの皆さんに高齢者の方との関わりについてのポイントを記載したリーフレットになっております。また、どこに相談したらいいかという部分の相談窓口も記載しておりまして、こちらを介護保険証と一緒に送付しております。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 4点目の後期高齢者の保険証配布の際の配布物ということですが、今ちょっとここで内容が確認できませんので、後ほどの回答とさせていただきます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 民生委員に関しては今ほどの答弁と重複するところがございますが、新任時に自殺対策についてはどういうふうに対応したらいいか、どういうふうに相談に乗ってほしいか、どこにつなげてほしいかというのは資料をお配りします。また、任期中の研修のときにもそういった資料を配付しています。

以上です。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 学童保育の保護者の方の声をどのように集めて聞いているかというふうなご質問だと思いますが、基本的に学童保育はNPO法人、それから民間の私立の園のほうに委託で行っていただいています。ですので、基本的にはそれぞれの委託先に保護者の声が集まってくるという形になります。

特にNPOにつきましては、運営にも非常に市が関わっているというような状況がございますので、そういった中でNPOの事務局長、またその担当の者それぞれからお話を聞いたりする場合もありますし、あと各園の所長からそれぞれまた状況に応じて話を伺って把握をしているというふうな状況がございます。

あと、年に1回そのNPOの総会が開かれまして、そこに私も出席しております。その場で直接各園の代表の保護者の方が委員として出席をされますので、その場でまた様々なご意見を伺っているというふうな状況です。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1点目の再質問。民生委員の関係ですけれども、全体の会議では自殺に対しては特に話はないけれども、新任の研修では話すということですが、その自殺の統計です。過去10年、何人とか、男女別とか、同居者あり、なしとかそういった統計みたいなのは出しているのかどうかお尋ねいたします……（何事か叫ぶ者あり）

サロンと筋力づくりが抜けていました。すみませんでした。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 2点目が飛んでおりました。筋力づくり教室ですとかサロンの関係ですが、筋力づくり教室は運営委員会等で利用者の声もそうですし、指導しているサポーターのほうの困りごとですとか、そういったことは伺っている状況です。

サロンのほうは社会福祉協議会が担当でついておりますので、そちらのほうで運営者研修等のところで機会を見て、困りごとなどを聞いている状況です。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　では、もう一回再質問をやり直します。1点目、民生委員のほうです。自殺の統計に関して過去10年何人とか、男女別とか、同居人あり、なしとか、そういった統計みたいなのは民生委員にお伝えはしているのでしょうか。

2点目の再質問、サロンと筋力づくりは今——私の聞き方が悪かった。情報の取り方は分かりましたけれども、目標に大幅に達していないわけだから、どうすれば目標に達するかみたいなことに関しての何か声みたいな、どうすればいいのか、どうやったら人数が増えるのか、来られない人が来られるようになるのかみたいな、そういう声はどれくらいこれを通して、どんなふうに把握されているのかをお尋ねいたします。

3点目、介護保険証送付の際の自殺対策のリーフレットには、うつ症状だとか、連絡先とかがありますけれども、先ほど話した自殺の統計みたいなのは、同居人あり、なし何人とか、そういう統計は入れているのでしょうか。

後期高齢者は答弁保留でして、5点目の子育ては、意見箱を設置しているかどうかについての答弁がなかったの、意見箱を設置している場合はその意見箱にどんなのがあって、意見箱を設置していなければ意見箱を設置していない理由は——意見箱を設置してという声はこれまでであったと思うのです。しない理由は何かあれば教えてください。

最後、学童保育も同じですけれども、方法は分かりました。そういう方法で拾っている。でもどんな声があったかに関して何もなかったのか。令和5年度は特に何かこういうふうにしてほしいような声があったかどうかお尋ねいたします。

○議　　長　　市民生活部長。

○市民生活部長　後期高齢者医療対策費の関係で保留をしておりましたパンフレットの同封について、先ほどの介護保険証のほうで答弁した内容と同じリーフレットを中に入れているということでありました。

○議　　長　　福祉課長。

○福祉課長　自殺対策で民生委員の研修のときにどの程度の資料を提示しているかということですが、資料の詳細をちょっと確認しないと分からないので保留します。

以上です。

○議　　長　　介護保険課参事。

○介護保険課参事　筋力づくり教室につきまして、どうすれば増えるかということで現場の声を聞いているか、把握しているかという件ですけれども、役員会等を通じて筋力づくりサポーターの方々からの声を聞きながら一緒に今模索しているような状況です。サポーターさんたちもこのコロナ禍で少し活動を休んでいる間に高齢化されたりして、次に代わってくれる方がいらっしやらないとか、そういったような教室も実際ございますので、そういったところと一緒に検討しながら、教室のほうを盛り上げていきたいと思っております。

以上です。

○議　　長　　もう一度、介護保険課参事。

○介護保険課参事　先ほど福祉課長が保留にされました民生委員への研修資料についてお答

えしたいと思います。心の健康を考えるというパンフレットですが、そこには男女別のグラフを入れたものでお配りしています。経年のグラフも載っております。同居者が多いことにつきましては、パンフレットの中にはないのですが、民生委員の皆様には、見守り世帯として、高齢独居とか高齢単身の世帯の方の情報があると思いますが、同居の方の自殺が多いので、そういったお家の方も気にかけていただきたいということで、研修の中では計画を策定以降、毎回お伝えしております。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ほのぼの広場での意見箱の設置ですけれども、今現在設置はしておりません。理由としましては、直接お話を聞きたいというところで、今は設置をしていないということとであります。また、現場から必要があれば設置をするということも検討できるかもしれません。

以上です。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 学童保育での保護者の声がこちらのほうにまで来ているかということですが、まず保護者の声は各クラブの所長とかそういった方が把握されると思います。そこで解決されたらそこで終了という形になると思いますが、そこで解決が難しいような課題であったり、声であったり、また、全体に共有すべきものであれば、それはクラブの中全体の共有が図られるというふうに考えております。

そこからこちらのほうに個別の件として何か上がってきているようなことはございません。ただ、仮にそういったものが上がってくるような状況がございましたら、当然NPOとも連携をしながら問題解決ですとか、そういったことに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 民生委員の1 番目の最後の質問です。要するに、独居の方のリスクが高いということは、口頭で済まされているということですが、資料で配付して、特に南魚沼市というのは全国平均と比べたら独居高齢者よりも同居のほうが、リスクが高いというのを資料で示したほうが、民生委員の皆さんにより伝わるという考えもあっていいかと思うのですけれども、それについて何かありますでしょうか。

2 点目ですけれども、筋力づくり教室とサロンですけれども、高齢化でこれから盛り上げていきたいということですが、例えばもう少しサポーターの報酬を上げたらいいかとか、もう少し足の支援があれば来られる人が増えるのではないかと、そういった声とかは特になかったのでしょうか。

3 点目ですけれども、これはでは両方行きます。後期高齢者と介護保険の保険証に同封の配布リーフレットは同じということですが、ここのリーフレットに同居、独居といった自殺の統計を入れたほうがより危機感的な意識が高まるのではないかと考えはなかったのでは

しょうか……

○議 長 黒岩議員、かなり個人の意見・要望になっていると思いますので、注意します。

○黒岩揺光君 5点目ですけれども、意見ボックスが設置していない理由は対面で聞きたいということですが、例えばほのぼの広場は、多いときは20人くらい来る日もあると思うのです。その場合はなかなか対面だけで全部聞けることはできないと思うので、意見ボックスがあったほうがより多くの意見が聞けるという考えはなかったのでしょうか。

最後、学童保育ですけれども、例えば朝7時半に学童保育を開けてほしい。朝8時から仕事があるから、朝8時から学童保育が開くと仕事に間に合わないので、仕事を辞めなければいけなかった女性とかいらっしやるのですけれども、朝7時半から開けてほしいみたいな声は教育委員会に届いていないのでしょうか。それだけお願いします。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 筋力づくり教室の支援の関係ですが、単価のほうの支援は、今のところ同額でと考えております。人数が増えてくれば委託料のほうは上がっていくようになっていますので、そちらはそうように考えております。

足の支援というか、交通の関係の支援ということですが、筋力づくり教室自体がやはり近くで歩いて行ける距離で行うということが大事だと思っておりますので、そのようにお願いします。

以上です。

○議 長 保健課参事。

○保健課参事 統計等だけを周知することによりあまり価値がないと思っておりますし、同居の方が多いいことは、ご遺族が市民の方たちにたくさんいらっしやるので、ご遺族のお気持ちも鑑み、紙の上では残さない形で口頭で周知していくことにしたいと思っております。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 多くの人数がいらっしやるというところですが、意見については意見箱の設置ではなくて、その都度で聞くということで対応したいと思っております。

以上です。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 朝早く開けてほしいという声があったということについては、こういった形で来たかということはちょっと記憶にございませんが、そのような声があったことは記憶しております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2点ほどお伺いします。177ページから179ページの保育園費、公私まとめて12億1,085万円でありますけれども、保育士の正職と臨時の割合については、説明がありましたが、公立と私立でお子さん1人当たり幾らかかったのかということをお聞きします。併せて、

障がいのあるお子さんをお持ちの方が保育園に預けたいという要望が増えてはきていますけれども、障がいのあるお子さんを受け入れる体制が不十分ではないかと言われました。実際に令和5年度においては、要望はしたけれども、お待ちいただいているという方たちは何人いたのかということをお聞きします。

それから、183 ページの生活困窮者支援費 2,866 万円の子どもの学習支援・生活でありますけれども、決算説明の中で、実人数 15 人と出ていましたが、183 ページのところに生活困窮とひとり親と 2 つに分けてあるわけですが、この 15 人のお子さんがそれぞれ生活困窮、ひとり親家庭ということで何人ずつであったのかということをお聞きします。併せて、やはり高校進学が成果に当たると思いますが、この 15 人ということでありましたが、高校進学というものの成果はどうであったのかということをお聞きします。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 2 点目の学習支援についてお答えします。

この事業は 2 つ合わせて、社会援護局のメニューの生活困窮の学習支援事業と、児童局のひとり親の事業を組み合わせ使っています。より広い対象者をカバーできるようにということと、財源的な問題もあるのです。割合については、両方の要素を持っていच्छる方が多いです。最終的には 8 割くらいがひとり親として数の上ではカウントするような形になっています。あとは、年齢にもよりますが、例えば中 3 とか、進学とか、高校からまた進学するときとか、個別に必要な対応をしていますけれども、これまで私が記憶している限り、9 年間で希望した高校に全員希望どおりに進学できています。

以上です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 公立、私立での児童 1 人当たりの費用ということですが、公立につきましては、1 人当たり 152 万 1,000 円、私立につきましては、140 万 4,000 円ということになっております。

2 点目の障がい児の受け入れの状況でありますけれども、令和 5 年度の受入れ体制につきましては、1 人の方を入園保留ということにさせていただいておりました。理由としては、公立園に看護師等の配置ができなかったためであります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、3 款民生費に対する質疑を終わります。

○議 長 4 款衛生費の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、4 款衛生費の決算の内容につきましてご説明申し上げます。

184、185 ページをお願いします。2 番目の表、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費です。1、職員

費は、保健衛生に係る担当職員 28 人分の人件費で、2,619 万円の増。

2 目保健衛生対策費です。1、保健衛生対策一般経費は、34 万円の増。乳幼児検診と母子保健事業対応の任用職員 1 人分の人件費及び保健衛生業務の経費になります。6 行目、総合賠償保険料は、保健事業に従事する医師や看護師への対応分です。

2、保健対策推進費は、健康推進員活動及び食生活改善事業、健康ポイント事業に係る経費で、自宅療養者支援事業が終了したことから 476 万円の減となりました。

186、187 ページをお願いします。2 行目、指定管理施設使用料は、健康推進員研修会の回数が増えたため、7 万円の増。

次の 3、母子保健一般経費は、乳幼児の食育や母子保健事業の指導用資料等に関する経費が主なもので、12 万円の減です。

次の 4、母子保健事業費は、乳幼児健診、妊婦健診及び指導に要する経費で、5,631 万円の増。出産子育て応援給付金 5,610 万円が主な増の理由ですが、1 行目から 3 行目、任用職員報酬、手当等、共済費は産婦新生児訪問や伴走型相談支援の助産師 2 人の人件費で、合わせて 339 万円の増です。4 行目、各種健診等報償費は、乳幼児健診での医師への報償費で 33 万円の減。8 行下、産後ケア事業委託料は、主に宿泊型の利用日数が 10 日から 40 日に増えたため、28 万円の増。その下、妊婦・乳幼児健康診査委託料は、妊婦健診延人数 3,134 人、乳幼児 284 人となっており、妊婦健診延べ人数減などによりまして、432 万円の減。さらに下、産婦健康診査委託料は、51 万円の減。産後 2 週間及び 1 か月後の産婦健診を県内の医療機関に委託して実施しています。

2 行下、一般備品購入費（1 件 50 万円以上）は、3 歳児健診で使用する屈折検査機器の購入費で、皆増になります。

188、189 ページをお願いします。1 行目、出産子育て応援給付金は、5,610 万円の増。これは伴走型相談支援事業と一体的に実施するもので、令和 5 年 3 月から開始しましたが、令和 4 年 4 月 1 日以降に妊娠届を提出した方や出生した子供を対象にしていますので、約 2 年分の支給になっています。出産応援金として、妊婦 1 人に対し 5 万円、子育て応援金として新生児 1 人に対し 5 万円を支給しました。

続いて 5、歯科保健対策事業費は、1 歳、2 歳、2 歳半の歯科健診事業や虫歯予防教室等に係る経費と成人歯科健診の経費で、87 万円の増です。7 行目、医薬材料費は、主にフッ素洗口用薬剤の購入費で、小中学校のフッ素洗口の再開により使用量が増加したため、41 万円の増。下から 2 行目、成人歯科健診委託料は、妊婦及び 20 歳から 70 歳までの 10 歳ごとの節目の方へ歯科健診を進めるもので、健診受診者が増えたことから、10 万円の増。

次の 6、自殺予防対策事業費は、鬱自殺予防の講演会や自殺予防ラジオ放送等に関する経費で、7 万円の増。

7、公衆浴場確保対策事業費は、六日町温泉公衆浴場企業組合に対する運営補助で、公衆浴場確保対策事業補助金は、湯沸かし利用相当として、温泉使用料の 5 分の 4 を補助したもので、前年と同額。

3 目健康診査事業費です。1、健康診査一般経費は、各種健診事業や指導事業の経常経費で、前年とほぼ同額。

190、191 ページをお願いします。2、住民健診事業費は、基礎健診以外のがん検診と各種検診事業に係る経費で、24 万円の減。8 行目、健康診査（検診）委託料は、住民健診を検診機関へ委託するもので、35 万円の減です。その下、指定管理施設使用料は、六日町・塩沢地域の健診に係る市民会館多目的ホールの使用料。

次の3、基礎健診事業費は、主に16歳から39歳までの特定健診を除く基礎健診に係る経費で、96万円の減。4行目、健康診査（検診）委託料は、42万円の減。2つ下の行、過年度国県補助金等返還金は、健康増進事業補助金の実績による返還です。

次の4、健康教育事業費は、食育PR、離乳食教室に係る費用で1万円の増。

次の5、健康診査補助・負担金事業は、各種補助負担金事業に係る経費です。

4 目予防費です。1、予防対策一般経費は、予防接種事業の経常経費で、6万円の増。予防接種健康被害調査委員会委員報酬は、予防接種による健康被害の申請に対し調査委員会を開催したもので、4万円の皆増。

192、193 ページをお願いします。2、予防対策事業費は、結核予防や子供の予防接種、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌の予防接種、新型コロナワクチン接種に係る経費で、8,744万円の増。まず、新型コロナワクチン接種以外の経費につきまして説明します。中ほどの印刷製本費のうち、風しん予防接種予診票の印刷で、4万円の皆増。下から5行目、郵送費のうち、風しん予防接種クーポン券送付で、31万円の皆増。3行下、電算システム修正委託料は予防接種要領改訂による修正で、34万円の増。じしょ

194、195 ページをお願いします。2行目、結核予防事業委託料（検診委託料）は、9万円の増。その下、抗体検査委託料は、風しんの抗体検査委託料で受診者の増により、67万円の増。その下、予防接種委託料のうちの1億3,428万2,999円で、全体的な接種件数の減少によりまして、201万円の減。その下、クーポン券印刷委託料は、風しん対策として対象者へ接種勧奨のため、クーポン印刷を委託しました。これは皆増です。下から3行目、予防接種助成金は、帯状疱疹、風しん、HPVワクチン等の接種や県外などで接種した場合の費用助成で、接種者増により339万円の増。一番下、過年度国県補助金等返還金のうち、32万2,000円になりまして、517万円の減。

以上の8項目で、計1億4,820万円になります。令和4年度はこの新型コロナワクチンを除いた額でいくと、1億4,961万円でしたので、140万円の減ということになります。

192、193 ページに戻っていただきまして、次に予防対策事業費における新型コロナワクチン接種に係る部分について説明します。令和5年春開始接種及び秋開始接種に係る経費になりまして、5億9,047万円のうち、4億4,226万円になります。令和5年度春開始接種が3億5,868万円、秋開始接種分が8,358万円になります。

1行目、任用職員報酬は、新型コロナワクチン接種に係る会計年度任用職員及び集団接種医療従事者の報酬で、1,598万円の減。6行目、接種協力金は、医療機関での個別接種におけ

る1人当たり1,000円の協力金です。接種人数の減により、967万円の減。下から5行目、郵送料は、ワクチン接種予診票の送付分で、486万円。その下、各種業務委託料は、主に新型コロナワクチン接種予診票電子化システムの導入作業委託、接種会場へのタクシー輸送連絡調整業務等に係る委託費になります。その下、臨時設置会場撤収等業務委託料は、雪国スポーツ館の臨時接種会場の撤収に係るものであります。

194、195 ページをお願いします。4行目、予防接種委託料のうち、7,050万円は、病院・診療所等における新型コロナワクチン個別接種に係る委託料で、5,289万円の減。2行下、新型コロナワクチン接種コールセンター業務委託料は、コールセンター設置によるものです。去年は繰越分がありましたので繰越分と比較しまして、合わせて2,116万円の減になります。その下、ワクチン接種常設会場誘導業務委託料は、集団接種会場の誘導等に係る委託料で、1,188万円の減。下から5行目、個別接種促進支援交付金は、集団接種から個別接種に移行し、医療機関からご協力いただくための支援金で、皆増になります。これは県の支給だったものが市町村の担当になったことによります。一番下の行、過年度国県補助金等返還金のうち、2億6,862万7,614円が令和4年度の新型コロナワクチン接種に係る国庫負担金・補助金の返還金になります。

5目医療等対策費。1、中之島診療所費は、前年度比88万円の増。1行目、燃料費から診療所、医師住宅の維持管理に係る経費を計上しております。増の主な理由は、2行目の修繕料で、診療所の電話機器、融雪屋根の修繕が多くなったことによるものです。

196、197 ページをお願いします。2、病院事業対策費（事業会計等繰出金）は、病院事業会計への補助で、5,524万円の減です。内訳は市民病院分5億7,962万円、大和病院分2億2,038万円です。昨年ありました城内診療所特別会計繰出金は、市民病院の附属化によりまして、皆減です。

3、地域医療対策事業費は、前年度比1,712万円の増です。4行目、脳神経外科救急業務委託料は、齊藤記念病院への救急業務委託で、前年同額。下から3行目、地域医療推進事業運営補助金は、自治医科大学の寄附講座に係るもので、62万円の増。その下、医療のまちづくり活性化支援事業補助金は、若手医師育成環境整備事業補助金と病院事業への医師招聘に係る補助金で、1,351万円の増。最後の行、地域枠・医師修学資金貸与制度県負担金は、令和5年度から新たに県と連携して南魚沼市の地域枠を北里大学に設けるもので、皆増です。

4、看護師修学資金貸与事業費は、300万円の増です。将来、市内の医療機関等で看護師として働くことを目指し、市内の看護師養成機関に進学する学生へ貸与する事業で、令和5年度中に新たに7人への貸与が始まりました。令和6年3月末時点で貸与者は18人となっています。

5、健診施設等建設事業費（繰越明許）は、令和4年度に発注した新健診施設の基本設計を繰越明許により執行したもので、皆増です。

6目ふるさと応援活用基金事業費です。1健診施設等建設事業費は、新健診施設の実施設計に係る経費で、皆増です。

2、高額医療機器整備事業費は、老朽化した病院事業の高額医療機器について、ふるさと納税を財源として更新するもので3か年事業の初年度となり、皆増です。

3、医師確保緊急対策事業費は、令和5年度から新たに診療所の開業資金の借入に対する利子及び診療所の事業継承に対して補助するもので、皆増です。

以上、1項保健衛生費は、前年度比4億5,244万円の増となりました。

1項の保健衛生費の説明は以上です。説明を市民生活部長と代わります。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは198、199ページ、引き続き4款2項環境衛生費の説明を行います。1目環境衛生費は、前年度比3,246万円の増。繰越明許費370万円は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定業務委託料で、備考欄記載の予備費充用額28万円と29万円は、いずれも熊の対策に早急に必要なものとして、有害鳥獣対策事業費の需用費と役務費へ充用したものです。

1の職員費は、2人増の6人分の給与費で、前年度比738万円の増。

2の環境衛生一般経費は、13万円の増。1行目、環境審議会委員報酬は、地球温暖化対策実行計画事務事業編策定に伴い、2回開催したことにより、3万円の増。3行目、消耗品費は、熊注意看板の購入、油吸着マットの補充などにより、8万円の増。その他はほぼ前年並みです。

3の公害等対策事業費は、18万円の増。内容は、自動車騒音のほうで若干の増があります。

4の地盤沈下対策事業費は、515万円の増。1行目、任用職員報酬と、めくっていただきまして201ページのほう、2行目の任用職員手当等は、井戸関係の事務作業のため、1人を新規雇用したため、皆増です。6行目、電話料は、観測井戸10か所の地下水位監視システムの回線料で、年度途中から新システムによるリアルタイム公開に切り替えたことにより、5万円の減。8行目、各種検査手数料は、井戸設置検査と地下水監視業務をシルバー人材センターへ委託している分で、実績により10万円の減。2行下、地下水位等公開システム構築委託料は、観測井戸の地下水位・地盤収縮量の情報を自動で市のウェブサイト公開するための通信機器の設置とシステム構築の経費で、皆増。2行下、降雪検知器設置工事費は、市の公共施設の散水量の節減と適正な管理を目的に、消雪用井戸に間欠機能つき降雪検知器を集中的に設置していくもので、54万円の増。

5のカーボンオフセット制度活用事業費は、前年度比13万円の減。職員旅費は、販路拡大の取組として首都圏で営業活動を行ったもので、皆増。

6の新エネルギー等普及促進事業費は、51万円の増。令和4年度までは、ここに雪冷熱エネルギーの利活用について計上しておりましたが、令和5年度からはそれに加えて、広く脱炭素、新エネルギーの利活用について計上することとしているものです。1行目、2行目の報償費、費用弁償は、雪の勉強会の委員に対するもので、これまでの雪利活用の活動から、雪資源の活用を中心に再生可能エネルギーの導入について調査研究を行うと発展的に趣旨を定め、3回開催しました。3行目、職員旅費は、研修や新技術の視察を行ったもので、皆増。

その下、食糧費は、会議参加者との情報交換会の参加費で、皆増。その下、看板製作等委託料は、貯雪場に設置する看板のデザインや製作、設置の経費で、皆増。その下、実施設計業務委託料は、本庁舎敷地内への太陽光パネル及び本庁舎南分館に雪冷房システムを導入するための設計委託です。

7の雪資源活用事業費は、令和4年度まで2款1項の企画費に搭載されていた事業ですが、令和5年度から所管替えに伴い、環境衛生費に計上するとともに、内容についても環境施策に軸足を置いて実施していくものです。また、これまで松井基金とデジタル田園都市国家構想交付金を財源として、市外の方への魅力発信業務の実施を中心に進められてきていたものですので、有用な部分はそれを継承し、交付金対象事業として生かせる部分を勘案しながらの事業実施となりました。1行目の職員旅費は、会議や最新技術の視察、イベントブースへの出店に伴うもの。その下、消耗品費は、実証実験等で必要となった用品やのぼり旗、イベントで配布したノベルティなどの購入。

202、203 ページです。1行目、印刷製本費は、雪エネルギー利活用に関するPRパンフレットを増刷したもの。その下、貯雪業務委託料は、令和6年度、本庁舎南分館に導入する雪冷房システムの冷熱源として、搬入した雪の貯雪成形のための経費。その下、雪の魅力発信業務委託料は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、市外の方をターゲットに雪室の魅力発信によるイメージアップを図るための事業として、首都圏や市内の観光施設で行ったもの。その下、雪冷房システム実証実験業務委託料は、長岡技術科学大学との共同研究による雪資源を活用した実証実験を市内3か所で実施した経費。その下、雪冷房システム実証実験設置工事費は、それぞれの会場の実証実験で必要となる雪解け水の集水設備や配管設備などの工事費。その下、貯雪場整備事業費は、主に市役所南棟横の貯雪場周辺の改修や支障物の撤去などの工事費。

8の有害鳥獣対策事業費は、928万円の増。1行目、鳥獣被害対策実施隊員報酬は、隊員77人分の年報酬で、9万円の減。

その下、消耗品費、その下、印刷製本費はいずれも皆増。熊の出没数の増加に対する周知や、注意喚起の対策としての看板の購入や警戒警報チラシの作成です。その下、藪刈り払い等地域環境整備委託料は、皆増。六日町市街地周辺の魚野川河川敷の秋のやぶ刈り払いについて、令和4年度は県から直接行っていたいたものですが、令和5年度は県の2分の1補助を活用して市で実施したものです。その下、監視カメラ使用料も、皆増。熊の捕獲体制の強化のため、猟友会の箱わなの見回りに伴う危険や負担の軽減を目的に、設置した箱わなを遠隔で見られる通信機能付きの監視カメラを試験的に導入したもの。その下、有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金は、第一種狩猟免許の新規取得に係る経費及びライフル射撃訓練参加者への交通費補助で、12万円増。その下、技能講習費助成金は、3年ごとの狩猟免許更新時に義務づけられている技能講習の受講費を助成するもので、9件分。その下、広域鳥獣被害防止協議会負担金は、大口径ライフル射撃場の整備費用に対する負担金で、皆増。

9のバイオマス利活用事業費は、19万円の減。ペレットストーブ、薪ストーブなどを設置

する方に設置費用の一部補助を行うもので、前年度比で2件減の19件を補助。

2目斎場管理費は、543万円の減。2行目、修繕料は、毎年計画的に行う部品交換、補修等の定期修繕で、前年度比121万円の減。2行下、指定管理委託料は、422万円の減。主に電気料に賦課される燃料調整費単価の減少による精算によるものです。

以上、2項環境衛生費の合計で、前年度比2,702万円の増となりました。

続いて204、205ページ、4款3項清掃費です。1目清掃総務費は、前年度比1,798万円の増。1の職員費は、前年度比152万円の増で、廃棄物対策課及び新ごみ処理施設整備室の職員12人分の給料・手当などです。

2の清掃総務費は、前年度比51万円の増。1行目、廃棄物減量化等推進審議会委員報酬と2行目、費用弁償は、廃棄物減量化等推進審議会の開催に伴う委員10人分の報酬及び交通費の費用弁償で、令和5年度については2回開催しました。4行目、印刷製本費は、家庭ごみ収集カレンダーや事業系ごみ分別ポスターを作成したものです。

3の浄化槽事業対策費は、前年度比1,594万円の増。浄化槽事業の企業債元利償還金や使用料で賄い切れない維持管理費等に充てるものです。

2目ごみ処理対策費は、3,367万円の増。1のごみ処理費は、574万円の増。1行目、機械器具設置等業務委託料は、新堀新田最終処分場を災害廃棄物や土砂仮置き場など、多目的用途として活用することから、車両転回場所に養生用の大型敷鉄板を敷設したものです。2行目、一般廃棄物収集運搬業務委託料と、3行目、市公共施設ごみ収集業務委託料については、人件費及び燃料単価の上昇による増額。

2のごみ減量化推進事業費は、26万円の減。ごみ処理施設見学の際に配布する教材の作成や、市民が行うごみ減量化や資源化の取組を支援する費用です。子供会活動などによる資源ごみの回収量が減ったことや、ごみステーションの設置申請件数が少なかったことから、補助金の支出減によるものです。

3の魚沼市ごみ処理委託事業費は、前年度比2,820万円の増。

206、207ページへお願いします。大和地域のごみ処理を魚沼市へ委託している費用で、負担率の基準となる令和3年度の大和地域の搬入量は、前年度比で66トンの増加。搬入割合は27.95%で、前年度比で0.25ポイント減少と、ほぼ前年並みでしたが、施設運営に係る光熱費の高騰や、設備の修繕や点検に必要な資材価格などの上昇分により、負担対象となる魚沼市の総事業費が7億9,292万円と前年度より1億2,078万円増加したことが主な要因です。

また、令和5年度分の精算につきましては、令和7年度の委託事業費の算定にて調整される予定となっています。

3目し尿塵芥処理施設費、3億2,692万円の増。継続費通次繰越は、広域ごみ処理施設建設事業費の環境影響調査委託料です。繰越明許費のうち、536万円は広域ごみ処理建設事業費の排水処理施設整備基本計画等、5,954万円は可燃ごみ処理施設整備事業費のごみクレーン改修、及び施設照明LED化工事によるものです。

1の廃棄物処理施設一般管理費は、110万円の増。管理棟の維持管理や事務的なものに係る

経費、車両関係の経費のほか、指定ごみ袋の保管配送業務などが主なもので、この中での増減は若干ありますが、おおむね前年と同様の内容になっています。

続いて 208、209 ページ。4 行目、指定袋保管配送業務委託料は、145 万円の増。前年度に引き続き、原材料価格や輸送経費の上昇によるものです。下から 5 行目、土地購入費は、新ごみ処理施設整備事業の用地測量の過程で、現可燃ごみ処理施設の事業用地内に一部民有地が残っていることが判明したため、これについて買収をさせていただいたものです。3 行下、環境保全協力金は、可燃ごみ処理施設で発生する飛灰について、搬出先である米沢市の民間処分場へ委託する際の地元自治体協力金です。令和 5 年度については搬出量が 19 トン増加したことから若干増額となっております。

2 のし尿等受入施設運営費は、358 万円の増。3 行目、し尿汲取業務委託料は、3 年間の長期継続契約の 3 年目で、前年同額。2 行下、し尿等受入施設業務委託料は、施設の維持管理業務を新潟県下水道公社へ委託している経費であり、131 万円の増。運用開始から 5 年目を迎え、部品交換などを伴う点検整備費用の増によるもの。その下、六日町浄化センター維持管理負担金は、246 万円の増。受入施設で前処理したし尿等を県下水道処理場で処理してもらうための経費で、令和 5 年度の処理量は減少しましたが、県と協定する令和 5 年度以降の処理単価がエネルギー価格の高騰などにより、1 キロリットル当たり 700 円から 900 円に単価が上昇したことによるものです。

3 の可燃ごみ処理施設運営費は 941 万円の減。

210、211 ページです。1 行目の燃料費は 1,197 万円の減で、可燃ごみ処理施設に必要な L P G の購入費用が主なもので、使用数量の減と調達価格の低下により減となったものです。その下、光熱水費（電気）は、前年度比 301 万円の減。これも電力調達価格の値下がりによるものとなっております。2 行下、し尿塵芥処理薬品費は、819 万円の増。有害物質の除去等で必要な薬品調達単価の上昇によるものです。3 行下の認証手数料は皆増で、その 3 行下のスラグ J I S 登録手数料とセットのものです。熔融スラグの J I S 規格製品認証に必要な工場検査及び品質検査等に要する費用で、下の J I S 登録手数料のほうは 36 万円の減ですが、これに加えて認証機関による追加検査に対応したため、上のものが増えて、合わせて 81 万円の増となっております。スラグ J I S 登録手数料の 1 行上の環境測定手数料は 119 万円の増で、製品プラ組成調査の回数増や、測定に必要な薬剤、人件費の上昇により増となりました。

8 行下、飛灰処理業務委託料は、815 万円の減。令和 5 年度分から処理単価の値上げが予定されていたことから、令和 4 年度中になるべく搬出したことで、令和 5 年度の搬出量が減少したものです。その下、廃棄物処理業務委託料は、514 万円の増。剪定枝や加工木材をチップ化するためのリサイクル費用で、粗大ごみの搬入量が例年より約 3 割多く、また修繕工事等による稼働停止期間と重なったことから、滞留した粗大ごみ等の処理を外部委託したことにより、増額となりました。4 行下、スラグ処理業務委託料は、搬出量の減により 205 万円の減。その下、運転管理業務委託料は、141 万円の増。人件費の上昇によるものです。

212、213 ページです。4 の可燃ごみ処理施設整備事業費は、1 億 379 万円の増。前年度と

比較すると、計装関係部品の調達については改善傾向である一方、一部の部品や受注生産品の調達にあつては、現在も納期の長期化が継続していることから、令和5年度も一部工事については、令和6年度に明許繰越を行っているところであります。1行目の施設修繕用部品費は、ほぼ同額。令和5年度も部品の種類によっては、調達に時間を要する見込みだったことから、一部の部品については単独で早期発注し、工期への影響軽減を図ったものです。

2行目のごみ処理設備点検委託料は、3,922万円の減。各設備、機器の点検実施年数や間隔がそれぞれ異なることや、延命化対策と整合を図ることにより効果的な点検整備を実施する費用で、令和5年度では引き続き排ガス設備や発電設備を中心に、毎年または数年ごとの実施が必要となる点検整備や部品交換等を実施することにより、設備の安定稼働を確保するものです。2行下、施設修繕工事費は、1億2,391万円の増。令和4年度に部品等の供給停滞の影響から、1億7,776万円を令和5年度に繰り越して実施していることから、前年対比では大幅な増となっております。令和5年度も引き続き優先度が高い基幹系設備を中心に更新を実施しましたが、そのうちの一部を令和6年度へ繰越明許しております。その下、処理施設定期修繕工事費は、1,914万円の増。プラントメーカー自社製品の定期修繕に係る経費で、引き続き焼却系設備を中心に熔融炉内の耐火物更新など、主要設備の損耗部の定期的な補修や修繕について実施しております。

なお、可燃ごみ処理施設については、令和5年度末で稼働開始から20年を経過しておりますが、計画的な整備事業の効果もあり、近年は順調な稼働を維持しております。引き続き予防保全に努めてまいります。

5の不燃ごみ処理施設運営費は、19万円の増。3行目の修繕料は、非常誘導設備及びシャッター等の故障による対応費用で、皆増。4行目の光熱水費（電気）は252万円の減で、電力調達価格の値下がりや処理量の減によるもの。下から5行目の廃棄物処理業務委託料は、13万円の減。資源ごみのリサイクル費用で、瓶の取扱量が減ったことから減額となりました。

また、新規の取組としては、これまで埋立処分としていたリサイクルできない割れた陶磁器や割れた瓶類についても、リサイクル事業者を開拓することによって土木資材としてリサイクルが可能となったことから、令和5年度からこれは実施をしております。

その下、不燃ごみ処理業務委託料は、91万円の増。不燃ごみ処理施設の運営管理委託及び容器包装プラスチック類の分別業務を障がい者就労支援施設へ委託をしているもので、労務単価の上昇によるものです。2行下、有害ごみ処理業務委託料は、52万円の増。有害ごみ処理量の増や処理単価上昇による増額。

214、215ページです。3行目、遅延利息につきましては、不燃ごみ処理施設の電気料の支払いについて、電子メールによる料金請求書の確認の遅れから支払いに遅延を生じさせてしまいました。昨年度にも発生させていたものであり、大変申し訳ございません。再度手順の確認を行い、今後はこのようなことがないように再徹底を図ってまいります。

6の不燃ごみ処理施設整備事業費は、623万円の減。6行目、処理施設定期修繕工事費は、473万円の減。施設整備計画に基づく改修工事であり、令和5年度は引き続き基幹設備である

各種破碎設備の更新や修繕を実施しております。

7のごみ埋立処分施設運営費は、47万円の減。7行目、設計業務委託料は皆増で、梶形山最終処分場の解体整地工事に先立つ設計費用で、工事については現在整地作業に着手しております。2行下、施設維持管理業務委託料は、33万円の増。市内4か所の最終処分場における設備の点検及び敷地内の維持管理に要する費用です。令和5年度は梶形山最終処分場の浸出水の処理に必要な水処理用活性炭の交換により、増額です。

8の広域ごみ処理施設建設事業費は、707万円の増。

めくって216、217ページです。4行目の調査委託料は、450万円の増です。内容は、現施設のごみピット内のごみ質をより正確に把握するためのごみ質調査。それと建設予定地の測量調査及び用地測量調査。また、解体する旧し尿処理施設の有害物質事前調査など4件の調査を行ったものです。その下、基本設計業務委託料は、皆増。令和6年度への2か年の継続費を設定しており、令和5年度の支払い限度額分になります。

なお、当初予算にありました調査設計業務委託料は、環境影響調査の業務委託料になりまして、令和6年度への2か年の継続費を設定しており、業務としては予定どおり実施中ですが、受託者から業務完了後の支払いでよい旨の申し出があったため、令和5年度分の請求がなく、対象額を令和6年度に逡巡繰越を行っています。

さらに当初予算にありました計画策定業務委託料は、排水処理設備整備基本計画及び実施設計の業務委託料で、可燃ごみ処理施設の排水濃度や水量が季節によりばらつきがあり、水質データを追加で採取する必要があるため、委託期間を延長し、令和6年度へ繰越明許を行っております。

9の環境衛生センター附属施設費は、300万円の減。温浴施設金城の里の運営費です。入浴者数はコロナ禍からの回復による増加もあり、前年度比5,849人増の5万9,727人で、コロナ禍前の水準まで回復しつつあります。1行目、修繕料は、施設の経常的な修繕や補修について実施する費用。その3行下、指定管理者委託料は、ほぼ同額。可燃ごみ処理施設の運転停止期間中の熱源として使用するボイラー用の灯油及び下水道の使用料であります。

なお、前年度計上がありました施設修繕工事費は、工事完了により皆減。新型コロナ特別減収補填金は、皆減となっております。

10のし尿塵芥処理補助・負担金事業は、新潟県清掃事業協議会負担金で、前年同額。

11の可燃ごみ処理施設整備事業費（繰越明許）は、計装関係の部品等を中心に資材価格の上昇を伴う大きな供給停滞が発生し、点検整備や延命化工事に必要な部品や機器類の調達が大幅に遅延したことから繰越していたものです。1行目のごみ処理設備点検委託料は、常用発電機点検整備に伴う主要交換部品の調達が大幅に遅れたことにより、繰越明許となっていたものです。2行目、施設修繕工事費は、公害監視装置の更新に伴う制御盤や、空気圧縮機7台の更新に伴う入替設備の納期のめどが立たず、繰越しとなっていたものです。3行目、処理施設定期修繕工事費は、ボイラー過熱器管修繕工事に必要な交換部品の調達が、こちらも見通せなかったものです。

最近における資材等の供給状況については、以前より改善傾向となっておりますが、受注生産品については、現在も納期が半年から1年以上要する場合もあり、今後もこれらを踏まえながら着実な事業実施に努めてまいります。

12の広域ごみ処理施設建設事業費（繰越明許）。12節計画策定業務委託料は、新ごみ処理施設基本計画策定業務において、計画の取りまとめに時間を要したため、繰越明許としていたものです。

以上、3項清掃費は、合計で前年度比3億7,859万円増の19億5,640万円でした。

続いて218、219ページ。4款4項上水道費、1目上下水道費です。1の上水道事業対策費（事業会計繰出金）は、759万円の減。水道事業会計への繰出金になります。水道基本料金の全額減免に対する補助金は皆減となりましたが、高料金対策に要する経費の繰り出し基準に該当して、7,480万円の補助金を繰り出しております。

以上で、4款の説明を終了します。

○議 長 ここで休憩いたします。再開を16時ちょうどいたします。

〔午後3時33分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後4時00分〕

○議 長 衛生費に対する質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3点だけお願いします。203ページですけれども、上の貯雪場整備工事費232万円。これは南分館のところということですが、そうすると南分館の今雪が積んでであるところの整備だと思うのです。今冷房しているようだけれども、試験みたいなことで聞いたような気がしたのですが、その整備費ということでもいいのか。そして、今後何年くらいこれを継続しながらデータを取っていくのか。その辺を分かったら教えていただきたいと思います。

213ページです。下から4行目、不燃ごみ処理業務委託料860万円です。これは分別の関係で障がい者施設の方々に委託もしているという話だったと思うのですけれども、仕事の切り出しで障がい者雇用に貢献ということだと思うのですが、内容的にどのくらいといいますか、何人くらいとか、このうちの幾らくらいとかというのがもし分かれば、お願いしたいと思います。

それから、215ページのごみ埋立処分施設運営費です。これは梶形山最終処分場の関係だと思うのですけれども、一番下の処理施設定期修繕工事費は浸出水の対応等ということだったと思うのですが、これももう利用が終わって跡地利用とか、その施設をどうするか、最後どう閉めるかという話だと思うのですけれども、この浸出水の吸水マットですか、こういったものというのは今後もずっと交換とか処理が続いていくのかどうか。その辺どういうふうに処理するのか、教えていただきたいと思います。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 ご質問の貯雪場整備工事費に関してです。この部分の令和5年度の決算に

つきましては、今年度雪冷房の南分館の雪を冬場、除雪、排雪してためるために下場の整備をした工事になります。それと、その雪がたまっていたときに支障になる、あらかじめ想定される部分の、例えば散水栓だとか、そういったところを整備していった部分であります。

何年間やるかということですが、令和5年度の実証実験を経て、今回実装という形で建物のほうを初めて8月21日からやり始めたところです。これから分析、検証をしながら、どういう形でどれくらい続けていけるのか。ずっと永続的に続けるのではなく、どこかでやめるというか、実験終了ということも考えなければいけないと思いますが、今この時点であと何年でやめるということはまだ明言できないです。

以上です。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 不燃ごみ処理施設の業務委託料というところですけども、廃プラスチックの仕分け作業というところで南魚沼福祉会のほうへお願いしています。一応設定単価というのがありまして、設定の人数は4人なんですけれども、実際現場になりますと3人だったり、多いときは5人、6人という人数で働いていただいています。

あと、南魚沼福祉会への委託料ですけども、令和5年度決算で710万円ということで、前年度より25万円の増となっております。

あと、最終処分場のほうですけども、処理施設定期修繕工事費48万4,000円は榊形山ではなくて、前可燃ごみ処理施設の飛灰を埋めていました宮処分場の調整池に曝気ブローというのがありまして、その分解・点検になります。

榊形山最終処分場については活性炭の交換ということで、一応今年度で受入れ停止になりましたけれども、今後についても水処理のほうは、水質が改善されるまでは活性炭のほうを交換していかなければいけないということです。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは1点だけ伺います。187ページの産後ケア事業委託料ですけども、これは泊まりのほうが増えましたので金額的には28万円増えているのですけれども、訪問のほうが去年は110件だったのが、今回43件で大きく減ってしまして、去年は訪問もできるようになってすごく多かったわけですが、今年が減った理由を何かつかんでいるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 訪問型が減少してきたということですけども、やはり全般的にですが、母乳にこだわらずミルクというところに切り替えている人がちょっと増えているという印象はあります。

それと、私どものほうの助産師が、この令和5年度から市の常設でいる助産師が2人になりました。1人増えましたので、私どもがこの事業を使わなくても、直接行っていろいろなケアが

できるというところもありますので、そういった形で訪問型が減ってきたのかというふうには思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ごくごく簡単なところなので4点聞かせていただきます。まず、199 ページですけれども、一番上に医療施設後継補助金がありますけれども、これは1,500 万円。これは何件あったか、そしてまた補助基準を教えてください。

次が207 ページです。これはちょっと今さらながらみたいところですが、上から5番目、4番目辺りにごみ処理施設調査立会報償費、これは毎年出てくるのですがちょっと分からないので——毎年25 万円ですが、これはどういうことで、どこへ出ているのかというところを教えてください。

次が209 ページです。し尿汲取業務委託料の説明いただきました。確かに3年間継続で、3年間たったので委託料が変わるわけですが、この基になっているのはやはりつなぎ込み率だと思うのです。この款でつなぎ込みのことを聞いていいのかどうか分からないのですけれども、正確なところはいいのですが、つなぎ込みが進んでいるかということで、大分このところが変わってくると思うので、細かいところが分からなかったら状況をお知らせいただきたい。

もう一点、あとは213 ページです。上から四、五番目に施設修繕工事費があります。これも説明いただきました。予算が2億5,000 万円で、1億4,900 万円を使用した。けれども繰越明許が217 ページにあるので、それを加えると工事は大変進んだということですが、多分、この2億5,000 万円のうちの1億5,000 万円はやったけれども、残りを今度は令和6年度の繰越明許に回っているのだと思います、そういう説明でした。ただ、令和5年度の説明のときには、2億5,000 万円を設定するときには、劣化が進んで優先度が高いものを14項目選んで修繕工事をやるのだという説明だったので、この令和6年度に回した部分は優先度の高い修繕項目なのでしょうけれども、そこら辺の——大丈夫かという言い方もおかしいのですけれども、そこら辺の状況をちょっと教えてください。

以上です。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 最初の199 ページの医療施設後継補助金につきましては、令和5年度は1件であります。要件としては、市内の診療所を引き継いでもらって、そして医師会に入ってもらって、診療所の活動とともに医師会活動もきちんとやってもらって、そういうふうはこの地域を支えてもらうということが要件であります。科とかその他難しいような要件は今のところありません。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 207 ページの島新田の立会報償費ですが、こちらは地元の島新田との協定で、打合せですとか、あと可燃ごみ処理施設の内部の立会い、そういったことで協定事

項で毎年 25 万円支払うということで、地元合意の中で予算化しているところであります。

あと、し尿汲取りの下水道へのつなぎ込み件数というのはちょっと私どものほうで把握していないのですが、現在湯沢町と南魚沼市合わせて——調定件数ですけれども、777 件ありますが前年度と比べて 150 件くらい減っております。

あと、令和 6 年度への繰越しの優先度ということですが、先ほども市民生活部長から説明があったとおり、ごみクレーンと可燃ごみ処理施設の LED 化のこの 2 つで、ごみクレーンのほうは受注生産品でして、それが発注してから納期が 1 年以上かかるということで、どうしてもごみクレーンは一番大事な部分ということで、1 年以上かかりましたけれども、今年 7 月に完了しております。あと LED 化のほうは、先月工事業者が決まりまして、これから LED の資材の調達のめどが立ったということなので、工事を実施する予定です。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけ再質問させていただきます。医療施設後継補助金の 1,500 万円は 1 件だけだということですが、それはそれでまた納得しました。ただ、補助の基準みたいなものはないのでしょうか。何かやはり基準がなければ補助金はちょっと出しづらいと思うのですけれども、そこら辺はどうなっているのかだけ、もう一回お願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 ちゃんと補助要綱をつくってオープンにしておりますけれども、その基準が先ほど申し上げましたように、その診療所が、その先生が駄目になって穴が開くということは、もうそのこと自体が地域医療にとって大変な問題でありますので、まずそこを居抜きのような形で引き継いでもらう。そしてかつ、その医師会の会員が少なくなると地域医療のいろいろな学校健診とか、住民健診とか、様々な現場の診療行為以外の地域住民を支える基礎的な活動というものが重要になりますので、ぜひそういうことも一生懸命やってもらいたいという、当たり前のようなのですけれども、営業だけに力を入れるところであると、そういった公的な使命を果たさない可能性もありますので、そのところは我々としてみては、ちゃんとしてやってくれということを要件にしております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

声を出してください。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 簡単なのを 5 点お願いします。まず、195 ページのワクチン接種についてですが、新発田市のほうでワクチン接種後にそれが理由で亡くなられた方が報告されましたけれども、南魚沼市では令和 5 年度にそういうことがあったかどうかお尋ねいたします。

2 点目が、191 ページの住民健診になると思うのですが、大綱質疑のちょっと続きにな

るのですが、大綱質疑の「輝くあしたへ心と体の健康づくり」で、日常生活における歩数の増加とか、運動週間のある人の増加とかの話で、身近に相談できる人の評価の数値が令和5年度はないということですが、これは特に令和5年度聞いていなかったということによろしいのでしょうか。聞いていなかったということによろしいかどうか、なぜ聞かなかったのかとか、そういうのをお願いします。

3点目が197ページ、病院事業対策費8億円の中で、これも大綱質疑の続きになるのですが、ゆきぐに大和病院の診療所化の説明会で2月にやった拡大市民会議でのアンケートで半数近くの参加者がやや理解できたと回答したにもかかわらず、それをおおむね理解できたと市は解釈し、7割の方からおおむねの理解を得たと病院だよりで報告したことに関しては、特に問題がないという認識でよろしいかどうか。

続いて、同じく拡大市民会議でいろいろアンケートをとられて、自由記載欄もありますし、いろいろと質疑応答があったのですが、10月に開催したものは全て公開されました。質疑応答、市の回答も全部公開されたのに、拡大市民会議に関しては公開せずに、質疑応答も公開していないし、アンケートの自由記載欄も公開していないのですが、公開しなかった理由を教えてください。

4点で終わりです。お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目のワクチンの件ですが、南魚沼市ではそういったことは私どもは把握しておりません。いたということは聞いておりませんので、ありません。

2点目ですが、アンケートで計画期間ごとに目標達成したかを図る数値なので、毎年同じアンケートをずっとしているわけではありません。今時点では数字がないという意味であります。

以上です。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 議員は、私が病院だよりに書いた記載のことを問題にしていると思うのですが、そこにはよかったことも書いておりますけれども、様々なご意見もいただいたということも書いてありまして、それで大方の理解を得たというか、そういう形の表現は妥当性を欠くというふうには判断しておりません。ただ、そこでいただいた意見の中で、これからまた市民のためになすべきことをいろいろ検討いたしまして、改善につなげたいと思っております。

それから、昨年10月の現地説明会を5回やったことについては、細かな意見を公開しました。それはその場でいただいたことに対して――また黒岩議員もいらっしゃいましたが、公開したほうがいいのではないかとということで、私もそう思ったので皆の前でそういうふうな形で公開いたしました。ただ、拡大市民会議の場合には、全体の概要については公開するのが役目だと思いましたが、自由記載欄について公開する前提でご説明しませんでした。したがって、そこでのアンケートの結果は、私どもが集計したとしても出席された人たちのものと

ですから、昨年の10月のありようと今年の2月の拡大市民会議でのものといいますか、アンケートといいますか、それはちょっと似て非なるものだと思っております、慎重にそういったアンケートの取扱いについては、個人情報保護法の観点からもきちんとするべきだと思っております。

最後、4点目の再質問ですけれども、公開する前提でやっていないというのは、ゆきぐに大和病院の5回のときも質疑は公開するというふうには言っていなかったと思うのです。ゆきぐに大和病院の住民説明会の5回は公開する前提でやっていなかったのに公開したのです。そのときは公開したのに、拡大市民会議のときは別に公開するかどうかと言わなかったけれども、公開してもいいのではないかと、公開したほうがよりオープンになるのではないかとと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○福祉保健部長 アンケートは、私どもの健康増進計画が10年スパンになっています。当時

つくったのが平成 28 年 3 月にできている計画が今続いていますので、その前にとったアンケートですから、平成 26 年とか、平成 27 年とか、その頃のアンケートです。今度令和 7 年度に新しい計画になりますので、それに向けてまたアンケートをとるという意味であります。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 アンケートの結果は分かりました。だから要するに歩数とか、運動習慣があるというのは、住民健診のアンケートに入っているから分かるけれども、身近なやつは入っていなかった、そういうことですよ。最後にでは 1 点だけいいですか。その身近なやつがそこに入っていなかった、もし理由があれば、なかったらいいので、そこだけ教えてください。なぜそこに入れなかったのか。

あと最後、外山病院事業管理者に最後 1 点だけ。いいです、妥当性を欠くものでなかった、要するに適切だったということですよ。少し理解できたが半数近くだったのに、報告ではおおむね理解できるが 7 割といったことに関して適切だったというふうに市民が聞いたときに、ちょっと誤解を抱く市民がいるかもしれないというふうに思いは——特に誤解を抱く市民がいるとは思いませんか、大丈夫ですか。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 人々の脳細胞の全てにわたって、私がどうのこうのという立場ではありませんので、様々なものというのはオール・オア・ナッシングではないと思うのです、この日本の社会は。したがって、私はそのときに病院だよりで書いたことを、今、後悔しておりません。前へ進むだけだと思っています。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほどのアンケートも住民健診で聞ける部分、ボリュームもあります。全ての数値を全て住民健診で聞けるわけではないので、そこではどうしても選別をしなければいけませんから、これは 10 年スパンのアンケートのほうに入っているということでもあります。

以上です。

○議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 では、2 点だけお聞かせ願います。まず 188、189 ページ、自殺予防対策事業費についてです。申し訳ない、自殺対策予防費についてと言ったのですがけれども、私も今まで自殺予防対策費のことをいろいろ学んだ中で一番大切なのは、私の尊敬している地元の先生も言っていましたけれども、やはりかかりつけ医とかそういったところの連携が非常に大切になるという話を聞いています。そんな中で魚沼地域で今まで精神科医として自殺予防に大変尽力された先生がお亡くなりになったということもありまして、大変そういうところは私は懸念するところですがけれども、令和 5 年度はそういった医療を含めた、民間・公的を含めた連携はどのようになされたか、その点をお聞かせ願いたいと思います。(何事か叫ぶ者あり)

すみません、もう一つあるのでお待ちください。

続いて 204、205 ページです。清掃総務費になると思うのですがけれども、我が地域というか、

大和地区の区長からごみの分別があまりよくないせいで、それを持って行ってもらえない。そうすると区長が全部処理をしなければいけなくなって大変な思いをしているという話が来たものですから、実際これがその地区だけなのか、それともそういう話が全市的にあるのかどうか、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。

○議 長 保健課参事。

○保健課参事 地元の先生方との連携、あと関係機関との連携についてお答えいたします。

計画策定時、それ以前より旧 3 町の中で比較的自殺者が多い地区というのがそれぞれありました。そちらの地区に対して医師会の先生方とか、民生委員とか、区長とか、あと地域づくり協議会に音頭を取っていただいて、心のサポートを考える会というのを開催しています。今でも開催しています。開催地につきましては、自殺者の動向を見ながら、少し増えたところとかに移っていますが、そこにおいても医師会の先生方にも入っていただいております。

あと、講演会も年に何回かやっておりますが、市民病院の宮永先生がずっとしてくださっていたのですが、近年は米村先生にもおいでいただいて住民の皆様にも講演していただいています。

さらに、年6回関係機関との連携会議もやっていますが、お医者さんはおいでにならないのですけれども、各医療機関、精神科の医療機関も全て入った形で、年6回連携会議をやらせていただいております。

以上です。

○議長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長　ごみステーションの管理については、地元の行政区の管理ということで、行政区長には大変違反ごみ等で難儀をおかけしています。

それで、大和地域につきましては、やはり留学生が多いかどうかですけれども、そういったところでやはりごみの分別の不徹底というところもありますし、あと六日町の市街地でやはりアパートが多いところにつきましても、外国人の方で工場とかで働いていらっしゃる方の分別が悪いということで苦情といいますか、相談は例年かなり入っている状況です。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1 番目、大変きちんと連携を取られているということで安心しました。医療機関との連携というのは本当に一生懸命やっていらっしゃると思うのですが、大変プライバシーの問題があるので難しいのですが、例えばですが、視察に行ったところでは弁護士とか、司法書士とか、そういうところとも連携をしてやっているということを聞いたのです。そういうことに関しては、今後というか、令和5年度でいろいろと検討があったのではないかと思います。

それとごみの問題ですけれども、正直言うと、私に言ってきた区長のいるところは確かにそういう傾向が強いと思います。そこで、ただそれで区長が苦勞し続けるというのはなかなか、それはちょっとというところがあるのですけれども、令和5年度はそういう実態をつかんでいる

ものですから、令和5年度以降は何かしらそれに対する対策とかを今協議されているのか、協議したのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 保健課参事。

○保健課参事 ご遺族の支援の中で、弁護士に入っていただくこともあります。ケース・バイ・ケースなのですが、そういった形で連携は——会議の中にはおいでになっていないのですけれども、ケース支援を通じて弁護士と連携することはあります。

以上です。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 令和5年に限らず昨今そういう状況が続いています。最近あった事例では、やはり管理者、不動産屋ですとか、あと実際アパートを管理している大家に直接電話しまして、そういう状況になっているということを連絡させていただいた事例もあります。ただ、今後そういったのも継続が予想されますので、やはり不動産屋、大家への働きかけですとか、必要によってはアパートのほうへ個別に分別ポスターというのがありますので、そういうのを配るというのを検討しています。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3点ほどお伺いします。197ページ、医療のまちづくり活性化支援事業補助金1,737万円のうち、若手医師派遣元の施設整備293万円というのが出ていますけれども、これはどのようなものなのかお伺いします。

2点目は、205ページのごみ減量化推進事業費でありますけれども、いただいた資料を見ますと、南魚沼市、湯沢町ともごみ減量化作戦が成功しているか、ごみの量が減っております。人口減少が伴うものか分かりませんが、この原因ということの調査といいますか、どういうふうな理由か。しかしながら大和地区の魚沼エコプラントについては、可燃ごみは増えているという状況でありますので、これは分別が違うせいもあるかもしれませんが、どうしてこのように差が出たのかということをごどのように分析しているのかお伺いします。

それから、211ページの可燃ごみの運転管理業務委託料1億5,045万円と、213ページの不燃ごみ処理業務委託料8,605万円に関連するものでありますけれども、大変重要な仕事を受けていただいておりますが、ここで働いている皆さんの給料というものがどの程度上がってきているのかということ、恐らく毎年調査をしていると思いますけれども、その調査の結果、令和5年度は令和4年度に比べてこのくらい給料が上がっているということがあれば教えていただきたい。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 197ページ、医療のまちづくり活性化支援事業補助金のうちの293万円は若手医師育成環境整備事業費補助金で、これは市民病院で令和4年度から心臓カテーテルの検査及び治療をスタートしておりますけれども、そのためにこの前提として寄附講座の中で特

命教授、特命講師、特命助教授というポストがありましたが、令和5年度は特にその特命助教授が心臓カテーテル検査の主戦投手といいますかですらやってもらってありますが、1人ではなかなかできない。

一方、自治医科大学さいたま医療センターからは卒業後2年以内の初期研修医以外に専攻医という専門家のレベルが来ております。その専門研修の2年目くらいの人は2人ずつ来ているのですけれども、それだとちょっとレベルが達しないというので、専門研修の3年目の人に3か月単位で来てもらう、その上に臨床助教授、特命助教授というのが来てもらうのですけれども、その助教授をサポートするような形のちょっと上の専攻医、そういう人に年間3か月ずつで1列になるように、1人分になるように、3か月ずつ4人です。

そういったことがないと安定した循環器の対応ができないということで、そこに着目して、その専攻医3年目の先生に来てもらうときに、無理して来てもらっているわけですので、そういう人たちがその1年間の間に研究発表するであるとか、いろいろなこの地域のデータをまとめるであるとか、そういった環境整備あるいは学会発表の支援、そういったことに使っております。通常の整備補助金と違いまして、できた部分だけ補助しているという形でございますので、有効に活用させていただいております。

以上です。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 1点目のごみの減量化というところで、南魚沼市と湯沢町ということで、やはりここ数年かはごみの減量化に1段ギアを入れて取り組んできたところであります。南魚沼市だけではなくて、最近は湯沢町のほうと連携しながらごみの減量化というところを進めておりますし、あと湯沢町と南魚沼市の共通課題として、やはり観光ごみの分別が非常に芳しくないというところで、最近はそういった事業ごみのほうの適正化にも力を入れています。

あと、人口減少というところも当然ながらありますので、日本全国的に人口減少でごみは減っている状況ですが、南魚沼市も人口減少をベースに、あと市民一人一人の方が減量化に取り組んでいるということで、1人当たりのごみの排出量は、最近は改善傾向になっております。

それと、魚沼市のごみを前年と比べて66トン、非常に少ないと言ってはあれなのですが、増えています。魚沼市のほうへ工場を構えるところが若干、ごみの量が増えたという情報は聞いておりますので、その辺ではないのかと、推測ですけれども考えております。

あと、2点目の可燃ごみと3点目の不燃ごみの運転管理委託料、こちらのほうの増ですけれども、それぞれの個別でどれだけ給料が上がったかということは、こちらのほうでちょっと把握していないのですけれども、委託料につきましては、前年度比で労務単価が可燃施設のほうで4.26%上がっていますし、不燃ごみ処理施設のほうも同様の労務単価を使っていますので、その分については委託会社のほうで従業員のほうへ反映させているのではないかと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、4 款衛生費に対する質疑を終わります。

○議 長 第 76 号議案の途中ですが、本日は 4 款質疑で終了し、続きは次の本会議で行います。

本日の会議はあらかじめ延長といたします。追加日程の 3 までを行いたいと思います。

○議 長 日程第 2、牧野晶君に対する処分要求についてを議題といたします。

黒岩揺光君から地方自治法第 133 条の規定によって、牧野晶君に対する処分要求が提出されています。地方自治法第 117 条の規定により、牧野晶君の退場を求めます。

〔牧野晶君退場〕

○議 長 黒岩揺光君から説明を求めます。演壇でお願いいたします。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 どうもこのような貴重な時間をいただき、本当にありがとうございます。

9 月 12 日の本会議において、牧野議員より侮辱を受けたので、地方自治法第 133 条の規定により、処分を要求いたします。

侮辱の事実ですけれども、9 月 12 日、議会費の質疑中、牧野議員に「黙れ」とどなられました。その際、議会事務局の資料によると、牧野議員の質疑に対して私が「覚えていないの」と言ったことに対して牧野議員が「黙れ」と大きな声で言ったという事実関係になります。牧野議員は今日、朝の会で議長、副議長とお会いしたときに、それは自分でやったというふうに認めておりました。

今回のこの行為に関して幾つかの争点がございます。この「黙れ」という発言がパワハラに当たるかどうかはまず争点になります。2021 年 4 月、東京人権啓発企業連絡会がパワハラを定義しております。パワハラ発言が何か。

パワハラ発言は 3 つの要素があります。1、優越的な関係を背景とした言動。2、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、3、労働者の就業環境が害される、ということになります。

ここで大事なのが、業務上必要かつ相当な範囲を越えたかどうかになります。その内容、社会通念に照らし、言動が明らかに業務上必要性がない、またはその態度が相応でないものとなります。例えば「黙れ」と言う代わりに「少し静かにしてもらえませんか。議長、注意していただけますか」と言う。これは社会通念上許容できるものなのか、別の言い方で目的は達成できるのではないか。

同じくこの東京人権啓発企業連絡会には、2021 年 4 月のパワハラ事例に関してこうあります。パワハラ事例の概要、社員 A、部長 B がミーティングの場で、部長が社員 A に対して、「ばか」、「あほ」、「黙れ」、「こんな資料を持ってくるな」というのがあった場合、パワハラと認められますとしています。そして、もし社員 A が質問したときに、部長が「おまえに言うのは口がもったいない。答えるのが面倒くさい」と言った。そういった発言もパワハラとなりますけれども、これまで、この議場ではありませんが、何か質問した際に牧野議員から「おまえに答える必要はな

い」と何度か言われたことがあります。

次、情状酌量の余地があるかどうかであります。つまり牧野晶議員のこの「黙れ」と言った発言が情状酌量の余地があるかどうか。例えば牧野議員がずっとそういった発言をしていないのに、突然、たまにここのときだけ言ってしまったのか。または、私が牧野議員に対してやった行為が、それは牧野議員が言ってもしょうがないだろうというものなのかが問われます。

例えば、誰かが私の家族をずっとばかにしていたら、私だってもしかしたら「黙れ」と言ってしまふかもしれない、分からないけれども。私はちなみに「黙れ」と人に言ったことは、多分覚えていないくらいないです。ないですけれども、今回の私の発言、「覚えていないの」という抗議がどれほどひどいかということについて、客観的事実をまず述べさせていただきます。

「覚えていないの」ということ。今回の牧野議員の質問は、議場内で何があったかについての質問でした。牧野議員ももちろん議場内にいらっしゃいますから、牧野議員は覚えていないのですか、議場内であったことを覚えていないのですか、覚えていれば質問する必要はないのです。質問する必要がなくなったら、皆さんの時間、牧野議員の時間、答弁する時間も削減される可能性がある。ただ「覚えていないの」と言っただけであります。

そういったレベルのやじ、不規則発言は、私はこの3年間、9月定例会でも何度も見てきております。なので、その部分での情状酌量の余地はちょっと厳しいのかと私は思っております。

次に常習性でございます。牧野議員という人間が、これまでずっとそういうことをしてなくて、今回だけまたまちよっと何か感情的に嫌なことがあってやってしまったのかどうかということですが、私は常習性が牧野議員にはあると思います。牧野議員はこれまでに何度かセクハラ、パワハラ的と思われる発言を繰り返してきております。2021年12月に、複数の議員がいるある会合で、どこか宴会の場所の話のときに、私が「その会費は幾らですか」と言ったときに、「ああ、それは高いな」と言ったときに、塩谷議員が、ここには混浴風呂があつて、特性の女性職員の名前を出して（何事か叫ぶ者あり）「この人が一緒に風呂に入ってくれるぞ」と言ったときに、牧野議員は横で「いや、俺がそれを言おうと思ったのに」と言ったわけです。それもセクハラ発言なのではないかと思えますけれども。

次に、2021年11月です。特定の議員が何人かがやがやしているところで、ある女性職員が新型コロナウイルス感染者との接触が発表されて、そのときに牧野議員は「俺は濃厚接触者だよ」と言っておりました。これもどうなのかと思いました。

2022年12月12日です。私がブログで牧野議員の報告書を公開しました。もちろん私たちの活動を1人でも多くの人に知ってもらいたいという思いで報告書を公開した。その報告書を公開したことについて、牧野議員……

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議長 静粛にお願いしますし、黒岩議員につきましては、今回の議案について主体的に発言をしていただきたいと思います。簡潔にお願いします。

○黒岩揺光君 牧野議員は「ばかにしているだろう」と7回大きな声で議員控え室で私に言いました。目黒議員は目の前で見ておりました。ほかの議員も何人か目の前で見ておられまし

た。なので、情状酌量の余地という面で、常習性は私はあるという意味で、今回、情状酌量の余地はまたこれは薄れたと思います。

次、第3番、社会的影響です。今回の「黙れ」という大きな声は録画配信で全世界に発信される可能性が極めて高いと思います。そういった発言が容認されている議会であると思われたときに、南魚沼市議会の品位は著しく落ちると思います。そして、牧野議員は特に、今回、そして3月定例会だったかに、パワハラについての一般質問をしております、そういった議員がそういった大きな声を出して「黙れ」という、東京人権啓発企業連絡会がパワハラと認定する言動を言ったということに関しては、私は大きな社会的影響があると思っております。

本当にこの3年間、この牧野議員だけではなくて、いろいろなパワハラ、いじめと思われる行為を受けてきました。小学生みたいな質問だなというのもありましたが、正直発言の取消しも2回ありましたし、脅迫みたいなものもありましたし、腕をつかまれたのも2回ありましたし、本当に正直言ってしまう。私ではなかったら、結構精神的に病んでいると思います。私ではない人だったらです。私だったから何とかなったのか。結構私は若者から多く聞かれます。黒岩さんのことを見ていたら、もう本当に議員になんかなりたくない、そういう意味での社会的影響も物すごく大きい。

「黙れ」と大きな声で一方的に言われるということは、精神的にも苦痛になりますし、議会活動にも大きく影響を受けることですし、そういった中で、今回この議会ではパワハラは許さないのだというメッセージを皆さんで出していきたいという思いで、今回の処分要求をいたしました。

○議 長 質疑を行います。

17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 提出者に質問いたします。「黙れ」と18番議員が言ったというところですけども、今も自分で何て言いましたか。私が「覚えていないの」「記憶が」、というようなやじを言ったのですよね。発言の最中にやじを提出者は言ったのですよね、やじを。そのことについて自分ではどう思いますか。昨日の発言の中で、自分が質問する前に、「梅沢議員がやじが多いので、議長止めてください」と言って自分は質問していますよね。自分のときにやじは止めてくれ。まだしていない人に向かってそういう発言をしながら自分は質問をしています。いつもやじのことについて、自分は「しないでください、やじ止めてください」と言うことを言います。自分では発言をしているということで、自分はどういうふうに関心しているか。これはやじだと自分で認識して行っているか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 塩谷議員、本当によい質問をありがとうございます。先ほど塩谷議員も3回やじを飛ばしました、私の発言中に。その方が、あなたのやじをどう思いますかと聞いていることが、ちょっと大丈夫なのかと思ってしまうのですけれども、お答えします。いいですか、黙って聞いてください。

やじ、私は今日の朝、副議長にも伝えました。私が「覚えていないの」と言った発言は賞賛さ

れる発言ではない、不規則発言でございます。

9月定例会にたくさんのやじ——今3回ありましたけれども、今日の決算でも鈴木議員は決算、決算と先ほど20分くらい前かな、言っていました。9月定例会でやじをした議員が全員すみませんと謝るなら、私はもう全然謝ります。本当に皆さん一緒に謝りましょう、やじをやってすみませんでしたと。今回の争点は、皆さんがふだんやっているやじに対して「黙れ」と大きな声で言っているのか、それが妥当だったかどうかが問われている問題です。私は妥当ではないという判断です。それだけです。

〔議長、質問に答えていないです。質問している人に対してこういうことを、本人の言ったことに対して質問をしているわけで、自分の意見だけで答えていないです〕の声あり〕

○議 長 黒岩議員。

○黒岩揺光君 答えました。だから何が分からなかったか言ってください。ちょっと議長に発言を。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 自分は、発言するときに、人にそういうふうに言っているのに対して、自分のやることに対しては何とも思っていない。人のことはよくて自分はいいという考えなのか。人は駄目、自分はよしということを私は今聞いているわけです、1回目の質問。これは2回目に取りしないでください、再質問ではないです。1回目の質問で、自分では質問する前にそういうことを言って質問しているわけです。「議長、梅沢議員が私をやじるので注意してください」そう言っていますよね。自分ではそうっておきながら、人には自分はやじるわけですよね。

全く自分はやじがないのであれば、全然いいのですけれども、自分はやじを飛ばしますよね。人のことではなくて、今自分のことを言っているわけです。そのことに対して、牧野議員が、発言の途中というのは、やはりいろいろ言われれば、言いたいことは飛んでしまいますよね。だから、分からないけれども、黙ってくれ、黙れと言ったかは分かりません。静かにという意味かもしれませぬ。そういう言葉だったと思います。それについて今ほど1回目の質問で言っているわけですが、全く答弁がなっていませんけれども、いかがでしょうか。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 塩谷議員、よく聞いてください、答弁しています。塩谷議員の1回目の質問は、あなたが自分自身でやじをしていることについてどう感じているかと聞きました。私の感じていることを伝えました、もう既に。賞賛できるものではない。私のこれはやじだし、不規則発言だと思いますが、先ほど塩谷議員も3回やじを飛ばしておりました。この9月定例会、数え切れないやじ、そして私の発言中に特に多い。20分前に鈴木議員もやっておりました。隣に座っていましたけれども注意しましたか。していないですね。

なので、やじをした議員全員が、すみません、9月定例会に私はやじをしてしまいましたと謝るなら一緒に謝りましょうと言っています。賞賛できるものではないと言っています。なので、塩谷議員は今3回やじりましたけれども、一緒に謝りますか。だったら全然謝ります。

なので、今私が求めている処分要求は、皆さんがそういった日常的にやっている行為に対し

て——大きな声で「黙れ」と、東京人権啓発企業連絡会がパワハラとして認定している行為が妥当だったかどうかを問われている。妥当ではないと塩谷議員が思うなら、懲罰委員会かそこで言ってください。ここは言う場ではないので。私はそういう理由で今処分要求をしているという説明をしているだけです。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 私はそのやじのときに見ていましたけれども、牧野議員の顔を見ながら、正面ではなく、私は1 番議員がずっと牧野議員を見ながらやじを、ばかにしたような言い方で飛ばしているというふうに、私は感じました。いらっとするというふうに感じました。その後、1 番議員はこちらをずっと見ていたので、私は前を向けという意味で指をこうやったと思います。すごい形相でこちらをにらんでいました、1 番議員は。それは多分、前にいる議員もよく見ていたと思います。すごい形相でした。私は怖くなるくらいの形相でこちらを見ていましたが、本当にそれが一方的なのか。自分は何でもやってもいい、人は駄目だ、そういうことなのか。その辺を伺いたいのと、このことによって議会がすごくストップしているわけです。執行部がここにいるわけです。そのことについてどういうふうに考えるか、お聞かせいただきたいと思います。

〔「1 回目の質問の関連だけですよ、議長」の声あり〕

○議 長 ちょっと議事が噛み合わなくて、延々と続きそうなところがありますので、配慮を。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 私は答えるのは全然いいのですけれども、1 回目の質問と関係ない質問が出てくるから、もう延々と続けし、あなたのやっている行為がこの方たちの時間を潰しているということをまず認識していただいて。答えますけれども、牧野議員は、今回議会費では、塩谷議員と鈴木議員と勝又議員と牧野議員が入っている歩む会の政務活動費の使い方に質問していました。それで、電車で明らかに行けるところをレンタカーで行っているではないですか。その計算式がない。それがあつた直後に起きているわけですが、そういったことに関して、牧野議員が——分からないですよ——怒った可能性もあるし、そういったものも含めて懲罰委員会で議論してほしいと思うのですけれども、この場でやる話ではないと思うので。

私が塩谷議員をにらんだ。その行為が何か問題があると思うなら、また別の処分要求を出してください。それは関係ないから今ここでは。全く関係ないので、そういう関係ない話を持ち出されると、何か勘ぐってしまう。何か都合が悪いことがあるのかと勘ぐってしまうので、やめていただけますか。

○議 長 質疑を終わることに……

22 番・関常幸君。

○関 常幸君 1 点だけ質問いたしますが、私もちょっと改めて見たのです。発言中にやじに対して応酬するようなことは、厳に慎まなければならない。それが1 番なのです。それでやじに対して、応酬するような態度はしてはならないということなのです。

そういう態度を取ったときに、やじはある程度、物すごく——今言われたようなことは駄目

ですけれども、議会を活性化するようなやじもあるのです。議会を進行するためのやじもあるのです。それはこの文言から言うと許容範囲もあるのです。

それで今、前段の質問ですけれども、やじに対して登壇者、発言者は応酬してはならない、このことについてあなたはというふうに考えておりますか。（「直接・・・に関係ない」の声あり）私が質問しております。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 今、質問を受けていますので……

〔「私の考えですか」の声あり〕

○議 長 議長を通してください。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今の論理で言うと、やじに応酬したのは牧野議員です。「黙れ」とどなったのは牧野議員です。牧野議員の発言中に私が不規則発言をして、その応酬をしたのは牧野議員ですので、今の関議員の論理から言うと、問題があるのは牧野議員の「黙れ」という大きな声であり、ある一定の不規則発言が許容されるというなら、私の「覚えてないの」というのは、これまで多くの許容されてきたやじと私と同レベルだと思っていますので、関議員の質問の趣旨がちょっとよく分かりませんでした。すみません。

○議 長 22 番・関常幸君。

○関 常幸君 今私が言っているのは、牧野議員とか誰々と言っているのではなくて、一般的に……（何事か叫ぶ者あり）いいえ、私があなたに質問しているのです。一般的なやじに対して今出ていますので、それで質問しているのです。そのことについて答えてください。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 私の一般的なやじに対する態度は一貫しています。やじはないほうがいいです。やじはないに越したことはない。やじはないほうがいいと思います。

○議 長 22 番・関常幸君。

○関 常幸君 やじに対してはいろいろな多様な考えがあると思います。私はある程度活性化すればいいと思っているのですけれども、私がここで質問しているのは、やじに対して応酬するようなことはしてはいけないということなのです。そのことについて聞いているのです。やじに対して応酬してはいけないということになっているのです、発言者は。そのことについてどう思いますかと。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 いけないと思います。だから、牧野晶議員の今回の「黙れ」というのはいけないと思います。ほかにどうぞ、何でも、塩谷議員何ですか……

○議 長 違う、それは私が……

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 壇上の 1 番議員は、繰り返し社会的通念という言葉を使ったように記憶して

います。それで、1 番議員と私が同じ委員会で仕事をした頃、常識で物を考えていただきたいというような話を何度かしたことがあります。考え方の違いで、なかなか噛み合わなかったことがあったように記憶していますが、私が物事は常識的に考えてもらいたいと申し上げたときに、1 番議員は、あなたの常識と私の常識は全く別のものだとおっしゃいました。覚えていますよね。そうは言っても、ごく普通に考えてという話をしたら、その普通とは何ですかと。常識的に言うと、常識という言葉の定義をしてもらいたい、万人に共通な常識というものがあるのですかと言われて私も返事に困ったのですが、そう言った後、1 番議員は議会事務局のあの部屋から出て行ったわけです。今言われている社会的通念という言葉、これも似たような言葉かと思いますが、壇上の1 番議員は、この社会的通念をどのように定義するかお尋ねします。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 これも既に答弁しているのですが、もう一度言います。東京人権啓発企業連絡会というのがあります。そこがパワハラというのは何かというのを定義しています。そこに「黙れ」という発言事例が提示されていて、それがパワハラとしてなっています。なので、それをもって、あくまで私の主観的解釈ではなくて、こういった指針とかそういったものを通して、今回の件に関して処分要求を求めている次第でございます。

○議 長 9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 物は言いようだと思いますけれども、言語というのは哲学的に言うと、様々な解釈ができて、しかも同じ意味で伝わらないという部分があります。話した言葉がそのまま万人に共通に伝わるとは言えないですね。そんなことで、これ以上問答を繰り返しても押し問答になる可能性がありますので、以上で終了します。

○議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 黒岩議員に確認させていただきたいと思います。パワハラ発言の要項は3つあるとおっしゃいました。先ほど東京——ちょっとメモが書けないので、名前を全部覚えていないのですが、それとあと厚生労働省が出しているパワハラの定義と同じだと思うのですが、それは確か議員は2 番目、3 番目が重要とか言っていましたが、確かそれはパワハラ認定されるには3 つ全て要件を満たしていなければいけなかったはずなのですが、認識としてはそれで合っていますか。それを確認させていただきたい。

あと、牧野議員のセクハラの実例の中で、バスの中でという話があったと思うのですが、女性職員が新型コロナウイルス感染症と分かって、濃厚接触者と言ったときがあったのですが、そのときを私もその発言があったのを覚えているのですが、その後、私もその職員と前日に打合せしていたものですから、「では、もしかしたら俺も濃厚接触になってかもしれない」と発言したのです。そういう意味で、類型発言をしたのに、私に関しては何も言っていないのですが、それは私の言った発言を、ちゃんとそういうものだとして認識していることになると思われるのですが、牧野議員だけがセクハラ発言だと思われたという、その何か論拠があったらちょっとお示してください。

以上、2 点です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 大平議員、黒岩です。質問ありがとうございます。3 点、優越的な関係を背景とした言動。何をもって優越的な関係と背景としたというのがありますけれども、牧野議員はこの議会では議員歴が長いほうに入ります。私は一番若いです。そういった優越的な関係を背景とした言動である。これまでのやじを受けた回数を見ると、明らかに私が一番多い。牧野議員の同じ会派の議員の方が一度僕に「俺は先輩だぞ」と言ったことがあるのです。なのでそういった上下関係が意識の中にはあり得る。

そして3 丁目、労働者の就業環境が害される。この場で大きな声で「黙れ」と言って、気分を害さない人はいるのか。基本的にあまりそういった暴言が飛ぶようなところで働きたくないと、私だったら思いますけれども。

2 丁目、濃厚接触者ですか。私は大平議員がそれを言ったことも覚えていないので、答えようがありません。

○議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 黒岩議員、私の聞き方が悪かったかもしれませんが、もう一度言います。厚生労働省は3 件の全てが基準を満たしていると、パワハラに当たるというふうなものを出しているのですが、そういう認識でいますかという、それだけの話なのです。それだけなので、今の発言をすると、その3 件全部満たしているからパワハラだという認識でよろしいか、それだけでいいのです。それだけちょっと教えてもらいたいと思いました。それが厚生労働省のものとそれが違ったりすると、また私も調べ直さなければいけないことから、そういうのでちょっとお聞きしたかったのです。

それと、私の発言を覚えていなかったということは、これから私もセクハラ認定されるかもしれませんけれども、そういうことでそれは覚えていないということで分かりました。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 先ほど答弁した、3 つとも揃っていると言ったつもりだった。3 つとも条件が揃っていると説明したつもりでしたが、それが伝わらなくてすみませんでした。3 つとも揃っていると思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 自席へお帰りください。

○議 長 牧野晶君から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。これを許すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

○議 長 牧野晶君の入場を認めます。

〔牧野晶君入場〕

○議 長 牧野晶君に一身上の弁明を許します。

18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 お疲れさまです。それでは発言を許されましたので、私の弁明をさせていただきます。これを言うのがいいのか、悪いのか分かりませんが、まずはこのような貴重な時間を大変申し訳なく思います。

それでは本題に入りますが、私は黙れと言いましたが、どなったつもりはありません。どなってはいません。また、私の発言は議長から許可をもらった中での質疑をしている最中にやじがあり、私の発言を邪魔するなということで黙れと言いました。私のほうを向いて、わざわざ後ろを向いて言っているというふうに感じました。これが真実であり、これ以上でもこれ以下でもなく、これがどういうふうに皆さんが感じられるのか、これでご判断いただければと思います。

以上です。

○議 長 牧野晶君の退場を求めます。

〔牧野晶君退場〕

○議 長 お諮りいたします。懲罰の議決につきましては、会議規則第 161 条の規定により、委員会付託を省略できないこととされております。

本件については、7 人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託し、審査することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、牧野晶君に対する処分要求については、7 名の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

○議 長 お諮りいたします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条の規定により、大平剛君、中沢道夫君、吉田光利君、塩川裕紀君、佐藤剛君、塩谷寿雄君、関常幸君、以上 7 名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 7 名をもって、懲罰特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議 長 牧野晶君の入場を認めます。

〔牧野晶君入場〕

○議 長 日程第 3、黒岩揺光君に対する処分要求についてを議題といたします。

牧野晶君から地方自治法第 133 条の規定によって、黒岩揺光君に対する処分要求が提出されています。地方自治法第 117 条の規定により、黒岩揺光君の退場を求めます。

〔黒岩揺光君退場〕

○議 長 牧野晶君から説明を求めます。

18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、説明させていただきます。9月12日の本会議において、下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により、処分を要求いたします。

侮辱を与えた者の氏名、黒岩揺光。

2番、侮辱の事実または事情。令和6年9月12日の本会議において、私の発言中に侮辱発言がありました。内容については、「覚えてないの」「記憶がないの」「覚えてないらしいっすよ」と私のほうを向いて、私の質疑中にこのようなやじがありました。

また、黒岩議員のこのやじに対し、私は黙れと発言しました。このことに対し、私から侮辱を受けたとの処分要求書を黒岩議員は提出すると聞いており、提出されました。私のこの発言は黒岩議員のやじ、侮辱発言を受けてのことであり、このような権利の乱用と取れる、私の名誉を陥れようとする処分要求に対しても、私は非常に処分を求めたいと思います。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 黒岩揺光君から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。これを許すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしでよろしいですね。異議なしと認めます。

○議 長 黒岩揺光君の入場を認めます。

〔黒岩揺光君入場〕

○議 長 黒岩揺光君に一身上の弁明を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 このような時間をいただいて、本当にありがとうございます。先ほどの話で大体弁明はできているのかと思うのですが、繰り返しますが、覚えてないの、記憶がないのという不規則発言は賞賛されるものではありません。なので、皆さん今回9月定例会で、先ほどもやじが結構出ましたけれども、こういったやじに関して、皆さん一緒に反省して、もうやじゼロにしようということで、皆さんと一緒にやじゼロ宣言をやるなら、私も一緒に謝りましょうという態度でございます。

このやじが例えば侮辱で処分されるということになると、9月定例会は結構処分者が出ると思うのです。さらに、この発言は黒岩議員のやじ、侮辱発言を受けてのことであり、このような権利の乱用とされる処分要求に対しての処分を求めます。え、これ処分を出すことが処分対象になったら、もう誰も声を上げられなくなります。この地方自治法133条の精神を完全に否定した発言。

懲罰動議とかは2人以上ではないですか。これは1人でも出せるのです。地方自治法をつく

った人たちというのは、そういったことも考えてつくってくれたのです。万が一、1 人の特定の議員が孤立し、声を出せない、いじめられている、そういったことがあった場合、1 人でも助けを求めることができるという精神で、僕はこの地方自治法第 133 条があると思っています。これを出すことが処分の対象になってしまったら、一体何のための地方自治法 133 条なのでしょうか。皆さん、どうか冷静に考えていただきたいと思います。

○議 長 黒岩揺光君の退場を求めます。

〔黒岩揺光君退場〕

○議 長 お諮りいたします。懲罰の議決につきましては、会議規則第 161 条の規定により、委員会付託を省略できないこととされております。

本件については、先ほど設置した懲罰特別委員会にこれを付託し、審査することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、黒岩揺光君に対する処分要求については、先ほど設置した懲罰特別委員会にこれを付託し、審査することに決定いたしました。

○議 長 黒岩揺光君の入場を認めます。

〔黒岩揺光君入場〕

○議 長 懲罰特別委員会開催のため、休憩といたします。再開を 17 時 50 分といたします。

〔午後 5 時 21 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 5 時 52 分〕

○議 長 病院事業管理者及び経営管理部長から早退の届出が出ておりますので、報告いたします。

○議 長 懲罰特別委員会の正副委員長の選任について報告いたします。

委員長・吉田光利。副委員長・佐藤剛。

以上であります。

○議 長 ここで、吉田光利委員長より挨拶をいただきます。

懲罰特別委員長。

○吉田懲罰特別委員長 議員の皆様、執行部の皆さん、大変お疲れさまでございます。

ただいま懲罰特別委員長を仰せつかりました吉田でございます。忠実、公正はもちろんでございますが、しっかりと委員会一同対応してまいりたいと思っています。初めての委員会ということで、皆さんにいろいろまたご協力いただかなければいけないと思います。

あえて議員の皆さん、私を含めてでございますが、議員の立場、公の立場を十分自覚していただいて、懲罰特別委員会がそんなに激しく活動できることのないように、ひとつ切にお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ご

ざいませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、9月17日火曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。
大変ご苦労さまでした。

〔午後5時54分〕